

令和5年 第1回定例会

# 高山村議会会議録

令和5年3月1日 開会

令和5年3月16日 閉会

高山村議会

令和五年第一回〔三月〕定例会

令和五年第一回〔三月〕定例会

令和五年第一回〔三月〕定例会

令和五年第一回〔三月〕定例会

令和五年第一回〔三月〕定例会

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

高山村議会会誌

## 令和5年第1回高山村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○村長挨拶	4
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○同意第1号の上程、説明、採決	6
○諮問第1号の上程、説明、採決	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第3号～議案第6号の一括上程、説明	12
○議案第7号～議案第9号の一括上程、説明	16
○議案第10号の上程、説明	21
○議案第11号の上程、説明	22
○議案第12号の上程、説明	22
○議案第13号の上程、説明	23
○議案第14号の上程、説明	24
○議案第15号の上程、説明	25
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第17号～議案第24号の一括上程、説明	26
○議案第25号～議案第32号の一括上程、説明	33
○一般質問	38

3番 林 和一 君	3 8
1番 後藤 明宏 君	4 2
4番 後藤 肇 君	4 4
○休会について	4 8
○散会の宣告	4 8

## 第 2 号 (3月16日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	5 0
○出席議員	5 0
○欠席議員	5 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 0
○事務局職員出席者	5 1
○開議の宣告	5 2
○同意第2号の上程、説明、採決	5 2
○同意第3号の上程、説明、採決	5 4
○議案第3号～議案第6号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第7号～議案第9号の質疑、討論、採決	5 7
○議案第10号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第11号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第12号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第13号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第14号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第15号の質疑、討論、採決	6 1
○議案第17号～議案第24号の質疑、討論、採決	6 2
○議案第25号～議案第32号の質疑、討論、採決	6 7
○委員会の閉会中継続調査(審査)申出書について	9 2
○議員派遣について	9 3
○閉会の宣告	9 3

○署名議員..... 9 5

令和 5 年 3 月 1 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

## 令和5年第1回高山村議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和5年3月1日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 高山村教育委員会教育長の任命について
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 6 議案第 2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 7 議案第 3号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 高山村個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 高山村個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 高山村情報公開条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 9号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 高山村過疎対策のための村税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 高山村国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 高山村介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第20 議案第16号 財産の貸付について
- 日程第21 議案第17号 令和4年度高山村一般会計補正予算(第7号)

- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 令和 4 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 4 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 4 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 4 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 4 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 4 年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 4 年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度高山村一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 5 年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 令和 5 年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第 3 7 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（10名）

1 番	後 藤 明 宏 君	2 番	佐 藤 晴 夫 君
3 番	林 和 一 君	4 番	後 藤 肇 君
5 番	野 上 富士夫 君	6 番	山 口 英 司 君
7 番	平 形 眞喜夫 君	8 番	奈 良 哲 男 君
9 番	小 林 進 君	1 0 番	林 昌 枝 君

#### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。ただいまから令和5年第1回高山村議会定例会を開会します。

---

◎村長挨拶

○議長（林 昌枝君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。今年度末を迎え、公私ともにご多用にもかかわらず、ここに高山村議会定例会が開催されますことに、心より感謝を申し上げます。

令和4年度も残り一月となりましたが、本年度の村政運営もおおむね順調に推移してきたものと思っております。これもひとえに議員各位をはじめ、村民皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

さて、令和元年12月に発生し長期間にわたり猛威を振るった新型コロナウイルス感染症ですが、5月8日には2類感染症から5類感染症へと分類が変更されることとなります。一応落ち着きを見せ始めているように思います。

また、昨年末には村内唯一のスーパーマーケットがなくなったという事態が発生いたしました。沼田市に本社を構える株式会社サンモールが出店の意向を示してくれており、現在、出店に向けた協議を重ねているところでございます。順調に推移すれば4月1日にオープンを迎えられるものと考えております。

国が示した日本経済の現状でも、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方では、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、日本経済を取り巻く環境は厳しさが増しているとしています。

国の令和5年度予算は、「歴史の転換期を前に、我が国が直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り拓くための予算」としており、今年度当初比6.3%増の114兆円余りとなっております。

こども・子育て支援の強化、自治体のデジタル実装の加速、デジタルの活用による観光・農林水産業の振興、2050年カーボンニュートラル目標達成に向けた革新的な技術開発やクリーンエネルギー自動車の導入支援などが、令和5年度予算のポイントとして挙げられています。

本村においては、こうした国の動向に注視しながら、村の現状をしっかりと把握し、将来を見据えた取組が必要であると考えております。加えて、今年度から過疎地域に指定されたわけですが、有利な財源を有効活用させていただき、持続的な発展に向けた事業に取り組み、過疎地域からの脱却を目指すものでございます。

本定例会では、令和5年度の新年度予算を提出させていただいております。基本方針を、ポストコロナ時代から先を見据えつつ、本村の将来像である「笑顔で輝く高山村」の実現に向けた予算編成を行うことと定め、編成いたしました。

村の当面の課題であるカーボンニュートラル実現に向け取り組み、併せて、むらの中心地づくりの確実な推進、耐震性能の著しく低い役場庁舎の整備、ゴルフ場跡地・牧場跡地の有効活用等々、山積する諸課題に対して、議員各位のご理解をいただきながら取り組む覚悟がありますので、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本定例会の提出案件は、同意が1件、諮問が1件、規約の変更が2件、条例の制定・改正が13件、財産の貸付けが1件、補正予算が8件、当初予算が8件と合計で34件となります。

ご審議をお願い申し上げまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。

---

### ◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 昌枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、小林進議員及び1番、後藤明宏議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（林 昌枝君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月16日までの16日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月16日までの16日間と決定しました。

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、同意第1号 高山村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第1号 高山村教育委員会教育長の任命について説明を申し上げます。

平成29年4月1日から教育長としてご尽力をいただいている山口廣氏が、今月末をもって任期を満了することとなりますが、引き続き教育長として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山口氏は、東京理科大学を卒業後、群馬県教育委員会に教員として奉職し、旧笠懸村立笠懸中学校を皮切りに、県内小中学校の教諭として勤務されました。平成14年には高山中学校

へ教頭として4年間在籍し、その後、平成22年から鎌原小学校長、応桑小学校長、高山小学校長を歴任され、平成29年4月からは高山村の教育長として、GIGAスクール構想の先進的な取組をされるなど、本村の教育行政に尽力され現在に至っております。

これらの経験で培われた知見を遺憾なく発揮し、教育行政の要として引き続き村政の発展に尽力いただけるものと確信をしております。また、教育に対する使命感や情熱を人一倍持ち備え、その冷静沈着な思考力、優れた判断力、教育長として適任であると考えております。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） これから同意第1号 高山村教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が分からない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定しました。

---

#### ◎諮問第 1 号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 4、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人権相談・人権啓発・人権救済等の人権擁護活動に従事しております。

現職である平形玉緒氏が、令和 5 年 6 月 30 日をもって 3 年間の任期満了を迎えることとなります。平形氏は、人格識見共に高く、広く社会の実情を把握し、幅広くご活躍されております。人権擁護委員としては 1 期目の任期満了でもあり、その経験も踏まえて適任であり、再度候補者として推薦していきたいと考えております。

なお、この人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、権利擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととなっております。よって

議会議員の皆様の意見を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について適任と認めることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、有効投票 9 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 9 票、反対 0 票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号は適任とすることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 5、議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 1 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、一部事務組合の構成団体の増減、共同処理する事務の変更及び規約の変更に当たっては、関係地方公共団体が協議の上、定めることについて、議会の議決を経ることとされております。

本議案は、令和 5 年 4 月 1 日から桐生市及びみどり市で組織する「桐生地域医療組合」が、「桐生地域医療企業団」と名称を改め、また、吾妻郡の全町村で組織する「吾妻環境施設組合」が新たに構成団体として加わり、公務上の災害に対する補償事務の共同処理を行うこととなるため、規約の変更を行うものとなります。

原案のおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑はありませんね。

それでは質疑を終わりにいたします。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第6、議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について説明を申し上げます。

本議案は、令和5年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に、桐生市及びみどり市で組織する「桐生地域医療企業団」及び富岡市及び甘楽町で組織する「富岡地域医療企業団」が新たに加わることとなるため、規約の変更を行うものとなります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号～議案第6号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第3号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてから日程第10、議案第6号 高山村情報公開条例の一部改正についてまでの4議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてから議案第6号 高山村情報公開条例の一部改正についてまでの4議案について一括して説明を申し上げます。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立並びに国際的制度調和が要請される情勢の中、政府は地方公共団体等ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違による保護水準の不均衡を是正し、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することにより、「全国共通の個人情報の保護の確保及びデータ流通の支障等の是正」並びに「全国一元の監督による国際的制度調和の確保による我が国の成長戦略への整合」を図る目的から、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等において、これまで別々の法律や条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが、同一の法の規律によって取り扱われることとなりました。

ただし、地方公共団体の議会について、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されており、新たに議会を対象とした条例を定める必要が生じたものでございます。

各議案について、総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第3号から議案第6号までの4議案につきまして順を追って補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第3号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第1章では、制定の目的、本条例で使用する用語の定義などを規定しております。

10ページをご覧ください。

第4条からとなります。一番下のところになりますが、第4条ご覧いただきたいと思えます。

第2章では、個人情報の取得、管理、利用方法など、個人情報の取扱いについて規定しております。

15ページをご覧ください。

第17条となります。

第3章では、個人情報ファイル、これは保有している個人情報を電子計算機などを用いて体系的に構成し、容易に検索できるようにしたものを指します。これが、個人情報ファイルの名称や利用目的などをまとめた帳簿を作成し公表することと規定をされてございます。

16ページをご覧ください。

一番下、第18条となります。

第4章第1節は、議会が保有する個人情報の開示についての規定となります。何人でも、自己の個人情報の開示を書面により請求することができ、開示請求があったときは、議長は不開示情報が含まれている場合を除き開示しなければならないということを基本としております。

17ページからの第20条各号において、こちらで不開示情報とするものを規定しております。

19ページをご覧ください。

これも一番下からになりますが、第24条では、開示請求に対する措置として、開示の可否を決定し書面により通知することを定めてございます。次ページの第25条では、その期限を30日以内と定めるものでございます。

21ページをご覧ください。

第28条では、開示の方法を、次のページの第30条では、開示請求の手数料は無料とし、開示を受ける場合には実費の負担を求めものとしております。この実費負担については、開示資料のコピー代などが想定されるものと考えております。

次の、第2節では、開示請求者が開示を受けた個人情報と事実と異なる場合の訂正請求の方法などについて規定をしてございます。

24ページをご覧ください。

第38条からとなります。

第3節では、個人情報を不正な手続きにより取得された場合、あるいは利用目的以外の用途のために個人情報を提供された場合などには、利用・提供の停止または消去を求めることができることを規定しております。

26ページをご覧ください。

第44条からとなります。

第4節では、開示、訂正、利用停止の決定等、または不作為による審査請求については、行政不服審査法の対象外とし、高山村個人情報保護審査会へ諮問することとしております。

27ページをご覧ください。

第53条からとなります。

第6章では、保有する個人情報の漏えいを防ぐため、特定の場合には罰則をもって処分することとしております。

なお、この条例の施行日は、改正個人情報の保護に関する法律の施行日に併せ、令和5年4月1日としたいものでございます。

続きまして、議案第4号 高山村個人情報保護法施行条例の制定について補足説明をさせていただきます。

30ページをご覧ください。

別々の法律や条例により運用されてきた個人情報の取扱いが一元化され、個人情報の保護に関する法律によって取扱うこととなったことに伴い、附則第2条において高山村個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行条例を定めるものとなります。

第3条では、開示請求の手数料は無料とし、開示を受ける場合には実費の負担を求めものとしております。この実費負担は、先ほどの説明と同様、開示資料のコピー代などが想定されると考えております。

続いて、第4条では、法第3章第3節の施策を講ずる場合、これは、個人情報の適正な取

扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとされているものとなりますけれども、措置を講ずるに当たり、専門的な知見が必要な場合には、個人情報保護審査会に諮問をすることができるという定めとなっております。

こちらの条例の施行日につきましても、改正個人情報の保護に関する法律の施行日に併せ、令和5年4月1日としたいものでございます。

続いて、議案第5号 高山村個人情報保護審査会条例の制定について説明をさせていただきます。

34ページをご覧ください。

本条例は、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、個人情報保護審査会を置くための条例となります。従前から、高山村個人情報保護審査会はありますけれども、今般、その基となる高山村個人情報保護条例を廃止することから、新たに制定する必要が生じたものとなっております。

委員会の所掌事務、組織等については、基本的に今までのものと変更はなく、附則では経過措置として、旧条例に基づく委員を本条例に基づく委員として任命したものとみなすということとしておりまして、委員さんにつきましては、引き続きお願いをしたいというものとなっております。

なお、現在の委員さんの任期は令和5年10月4日までとなっております。

また、この条例の施行日につきましても、先ほどと同様、令和5年4月1日としたいというものでございます。

続いて、議案第6号 高山村情報公開条例の一部改正について説明させていただきます。

39ページをご覧くださいと思います。

本条例は、高山村個人情報保護条例が廃止となるため、引用先を改めるものとなります。

なお、この条例の施行日につきましても、令和5年4月1日としたいというものでございます。

以上、議案第3号から議案第6号まで、大変雑駁ではございましたが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第7号～議案第9号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第7号 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正についてから日程第13、議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての3議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正についてから議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての3議案について一括して説明を申し上げます。

国は、少子高齢化が進み生産年齢人口の減少する我が国においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要として、国家公務員の定年を65歳へ引き上げ、所用の措置を講ずることといたしました。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準とし、その定年を条例で定めることとされており、今般、国家公務員と同様の措置を講ずるよう、地方公務員法の改正が行われました。

この改正により、地方公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職務の上限年齢制、いわゆる役職定年が導入されることとなります。また、高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、定年前再任用短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度を新たに創設することとなります。

職員は60歳の年度末から65歳の退職まで、役職を降り正職員として勤務または一旦退職して定年前再任用短時間勤務職員として勤務するかを選択できることとなります。また、正職員として勤務する場合には、勤務しない時間は無給となりますが、短時間勤務をすることも可能となります。

これらの改正に伴い、関係条例の整備を行うものとなります。

各議案について、総務課長に説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第7号から議案第9号までの3議案について順を追って補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第7号 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書は41ページをご覧ください。

まず、本条例に目次を付し、第1章第1条では、法改正に伴い、根拠となる条項を改めるものとなります。

第2章第3条は、定年年齢を「60」から「65」へと改めるものとなります。

第4条では、用語を改め、ただし書きを加えるものとなります。ただし書きの内容ですが、この後の第7条において、管理監督職の年齢制限を60歳と定めることとなりますが、特例により、定年時に管理監督職である者については、定年の特例延長時においても管理監督職として勤務することが可能とするものとなります。

高山村では、現在でも特例による定年延長はしておらず、今後も該当させるようなことはないものと考えております。

42ページをご覧いただきたいと思います。

第6条からとなります。

第3章は、新たに追加するもので、管理監督職として勤務できる者の年齢制限を定めるもの、いわゆる役職定年について定めるものとなります。

第7条は、役職定年の年齢を60歳とするもので、役職定年後は特定の場合を除き、管理監督職以外の職、高山村では係長以下ということになりますけれども、管理監督職以外の職へ降任して勤務をすることとなります。

第8条は、役職定年に伴う降任人事の基準を定めるもので、降任させる職はできる限り上位の職とするよう定めるものとなります。

43ページをご覧ください。

第9条第1項は、役職定年の特例を定めるもので、公務の運営に著しい支障が生じる場合には、1年を超えない期間で、役職定年時の職を継続することができるとするものです。

第2項は、第1項で延長された理由が継続している場合には、引き続き2年を超えない範囲で延長することができるとするものです。

44ページをご覧ください。

第3項は、特定の場合には、1年を超えない範囲で役職定年時以外の管理監督職に降任ま

たは転任できるというものです。

第4項は、第1項から第3項までの規定により役職定年を延長された者が、第3項で規定する延長理由が解消されない場合に限り、さらに延長することができるとするものです。

これらの特例条項によりまして、当該職の代替者がなく公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り65歳の定年時まで役職定年を延長することができることとなりますが、特例に該当させるようなことはないものと考えております。

45ページをご覧ください。

第4章も新たに追加するもので、第12条は、60歳以降で定年前に退職した者を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができるとするものでございます。この場合の再任用はフルタイム勤務はなく、短時間勤務のみということになります。

また、第13条は、村が加入する一部事務組合の職員についても、60歳以降で定年前に退職した者については、高山村の定年前再任用短時間勤務職員とすることができるとするものです。

なお、附則に2項を加えて、第3項では、定年年齢の段階的引上げを、第4項では、60歳に到達する前年度までに、当該職員に60歳以降の働き方についての制度説明を行い、本人の意思を確認するよう定めるものとなります。

46ページをご覧ください。

附則第1条は、本条例の施行日を令和5年4月1日とし、附則第11条の規定、これは60歳到達職員への制度説明及び意思確認の対象年齢を60歳とするものとなりますけれども、これについては公布の日から施行するというものでございます。

附則第2条から第10条までの規定では、主として、定年年齢の段階的引上げが完了するまでの経過措置を定めるものとなっております。

続きまして、議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

本条例は、令和3年の地方公務員法改正に伴い、整備を要する条例をまとめた形で改正をするものとなります。

54ページからご覧いただければと思います。

まず、第1条、高山村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、従前の再任用制度を廃止し、定年前再任用短時間勤務制度が創設されることとなるため、引用する条項を改めるものとなります。

第2条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正では、公益法人等へ派遣することができない職員として、特例により役職定年を延長している者を加えるものとなります。

第3条、高山村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、降給の種類及び事由に、役職定年による降給、降格を加えるものとなります。

55ページをご覧ください。

第4条、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正では、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員として、特例により役職定年を延長している者及び分限処分による休職中の者を加えるものとなります。

第5条、高山村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、県費教諭の懲戒処分等は県が行うものであることからこれを除外し、第3条の全部改正は、減給処分中に降給された場合は、降給後の額を基準に減給する額を調整するというものとなります。

56ページをご覧ください。

第6条、高山村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、再任用制度から定年前再任用短時間勤務制度に移行したことに伴い、引用する条項を改めるとともに、用語の整理を行うものとなります。

続いて、第7条、職員の給与に関する条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

57ページをご覧ください。

第4条第9項の全部改正は、再任用制度から定年前再任用短時間勤務制度に移行したことに伴い、引用する条項を改めるとともに、基準月額から勤務時間に応じた給与額の算出方法を定めるものとなります。

58ページをご覧ください。

附則に第17項から第23項までの7項を追加し、定年前再任用短時間勤務職員の給料額を定めるものとなります。その概要でございますが、60歳到達以後、最初の4月1日に適用される給与月額の70%相当額を基本としております。ただし、役職定年の特例によりまして、他の管理監督職へ降任した場合に、移動日の前日における給与額の70%相当額に満たないときは、その差額を支給することとなります。

なお、適用除外として、特例により役職定年前の管理監督職の職務を引き続き行うときは、70%相当額ではなく100%の支給となります。

59ページをご覧ください。附則第23条の下の表となります。

別表第1の改正は、再任用職員の項を、再任用定年前再任用短時間勤務職員と改めるものとなりますが、月額は従前の再任用職員と同額となっております。

第8条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、第2条の育児休業をすることができない職員及び第9条の育児短時間勤務をすることができない職員に、特例により役職定年を延長している者を加え、所要の改正を行うものとなります。

60ページをご覧ください。

第9条、高山村職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正では、支給対象者から再任用職員を除くと規定していたものを、定年前再任用短時間勤務職員は全て常時勤務しないことから、除外規定を削除するものとなります。

61ページをご覧ください。

第10条、高山村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正では、引用する条項等を改めるものとなります。

第11条、高山村職員の再任用に関する条例の廃止は、再任用制度が定年前再任用短時間勤務職員へと移行したため廃止するものとなります。

なお、附則では、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、段階的な定年年齢の上げが完了するまでの間の経過措置を定めるものとなります。

続きまして、議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

65ページをご覧ください。

高齢者部分休業は、高齢期職員の地域ボランティア活動への従事など地域貢献等を想定し、一定の年齢から定年に達する前までの間に休業を取得することができる制度となります。

第2条は、高齢者部分休業時間の上限を勤務時間の2分の1以下とし、取得可能となる年齢を60歳と定めるものでございます。

第3条は、高齢者部分休業を取得した場合には、給料月額から休業取得時間分、これを減額して給与を支給するというものでございます。ですから無給休暇ということになるものです。

なお、この条例の施行日についても、令和5年4月1日としたいというものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議案第7号から議案第9号までの補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

11時10分に再開しますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

#### ◎議案第10号の上げ、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第10号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第10号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

最近の物価の変動等に鑑み、選挙公営に要する経費に係る限度額を引き上げるなどとした、公職選挙法施行令の改正が行われました。これに伴い、本条例に所要の改正を加えるものとなります。

第4条は選挙運動用自動車使用、第8条は選挙運動用ビラ、第11条は選挙運動用ポスターについて規定しているものでございます。それぞれ単価が引き上げられることとなりました。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第11号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第11号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第11号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

上位法令である租税特別措置法の特定地域における工業用機械等の特別償却について一部が改正されました。この法改正に伴い、村条例の租税特別措置法の参照条文にずれが生じたのでこれを改正するものでございます。なお、本改正による固定資産税額の影響はございません。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、ご説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第12号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第12号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は70ページ、新旧対照表は62ページになります。

福祉医療費の支給制度は、現在、中学生までの子供、重度心身障害者、母子家庭及び父子

家庭が対象となります。その給付を行っています。

今回の一部改正は、中学生までの子供について、支給対象を高校生まで延長するため、高山村福祉医療費の支給に関する条例（平成4年高山村条例第13号）の福祉医療費の支給対象者を規定している、第3条第1項第1号中の「15歳」を「18歳」に改めるものでございます。

以上、慎重に審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第17、議案第13号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第13号 高山村国民健康保険条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は72ページ、新旧対照表は63ページになります。

今回の一部改正は、出産育児一時金の金額の見直しによるものでございます。

内容といたしまして、健康保険法第106条の規定に基づく出産育児一時金の支給額の改正に伴いこれを同額とするため、出産育児一時金の額を「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものでございます。

以上、慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第14号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第18、議案第14号 高山村介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第14号 高山村介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は74ページ、新旧対照表は64ページになります。

介護保険料は、3年ごとに見直しを行っており、現在の保険料は、第8期高山村介護保険事業計画で定められております。

今回の改正は、令和2年4月1日に施行された、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が延長されたことに伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減を、引き続き令和5年度も実施するものでございます。

なお、軽減により減収となった保険料については、国2分の1、県4分の1、村4分の1の負担割合で公費で補填することとなります。

この条例は、令和5年4月1日から施行し、経過措置として、改正後の第2条第2項から第4項の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

慎重に審議をいただき原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第15号の上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第19、議案第15号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第15号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書77ページ、新旧対照表は65ページをご覧ください。

今回の条例改正は、群馬県が小口資金に係る返済負担軽減策として、平成15年度から実施している借換制度について、令和5年度も引き続き継続することを受けて改正するものであります。本文附則の期日を改正するものでございます。

改正の内容ですが、附則第2項中「令和5年」を「令和6年」に改めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第20、議案第16号 財産の貸付についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第16号 財産の貸付について説明を申し上げます。

令和元年8月、A-COOP高山店の撤退により、村の所有とした土地・建物を、買物弱者支援の一環として、令和元年10月から、有限会社小池に無償で貸し付けておりましたが、令和4年12月2日に同社が破産手続を開始したことから、この貸付契約を解除いたしました。

このことにより、生鮮食料品を含めた各種食料品等の調達に著しい不便が生じることとなっております。特に、交通手段を持たない、いわゆる買物弱者にとっては深刻な問題であると承知しております。

この状況を解消するため、対応策を模索していたところ、沼田市に本社のある株式会社サンモールと話をすることがあり、老朽化している当該施設の補修ができれば高山村へ出店することもやぶさかではないと回答を得たところでございます。

つきましては、買物弱者の支援、ひいては村民福祉の増進を図るため、当該施設及び付随する土地を同社へ貸し付けたいと考えております。

貸付けの期間は、本議案の可決がいただけたならば直ちに契約を締結し、令和8年2月28日までの3年間にわたり貸し付けたいというものでございます。

貸付料については、売上げの0.5%とし、年度払いといたしたいものでございます。

また、3年間の状況を注視し、貸付料の改定などを含め、その後貸付契約について検討してまいりたいと考えております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 財産の貸付についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号～議案第24号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第21、議案第17号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）から日程第28、議案第24号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予

算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第17号から議案第24号まで一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第17号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、規定の予算から1億803万5,000円を減額し、予算総額を31億4,385万2,000円とするものでございます。

なお、継続費としている村史編さん事業及び第6次高山村総合計画策定事業の補正をお願いするとともに、繰越明許費として、たかやまサテライトオフィス整備事業、同推進事業、脱炭素まちづくり事業、自然休養村管理センター撤去事業、道路維持管理事業として村道大谷地線の舗装補修工事の合計5事業、8,354万5,000円を翌年度に繰り越して事業を実施したいというものでございます。

地方債の補正では、県営林道事業及び橋りょう長寿命化事業の借入れを過疎債へ変更するとともに、新たに11事業において過疎債の借入れをすることとし、過疎債の借入額を9,480万円としたいものでございます。

事業実績による減額等によるものと併せ、財政調整基金からの繰り入れが不要となり、逆に7,300万円余りを財政調整基金に積み立てることができました。

しかしながら、過疎債は元利償還金の7割が交付されるものの、後年にわたり大きな償還金が生じることとなりますので、しっかりと財政運営の見通しを立てて経営に当たりたいと考えております。

その他の補正内容につきましては、後ほど総務課長に説明させます。

続きまして、議案第18号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1,070万4,000円を追加し、予算総額を5億379万8,000円とするものでございます。

事項別明細書の6ページをご覧ください。

歳入ですが、4款1項1目保険給付費等交付金で1,595万3,000円の増額となります。今回の増額補正の財源といたします。

次に、歳出ですが、事項別明細書9ページをご覧ください。

2款1項1目一般被保険者療養給付費で1,400万円の増額、4項1目出産育児一時金で84万円の減額、6項1目傷病手当金で40万円の減額となります。

また、3款1項1目一般被保険者医療費給付分で91万4,000円の減額、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分で79万8,000円の減額、3項1目介護納付金分で69万2,000円の増額となります。

続いて、議案第19号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から88万1,000円を減額し、予算総額を5,677万7,000円とするものでございます。

事項別明細書は6ページをご覧ください。

歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料で236万9,000円の増額、3款1項1目保険基盤安定繰入金で177万9,000円の減額、5款3項1目群馬県後期高齢者医療広域連合受託事業収入で148万円の減額となります。

続いて、8ページをご覧ください。

歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で60万3,000円の増額、3款1項1目健康診査費で148万円の減額となります。

続いて、議案第20号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から2,808万1,000円を減額し、予算総額を4億8,578万7,000円とするものでございます。

令和4年度の事業実績に基づき、計数整理を行うものとなりますが、主な減額の理由は、介護サービス給付が見込みより少なかったことによるものでございます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

歳入では、1款保険料139万1,000円の減額、3款1項1目介護給付費負担金では294万8,000円の増額、2項1目調整交付金で381万3,000円の増額、4款支払基金交付金で1,343万3,000円の減額となります。

また、5款県支出金で354万5,000円の減額、7款1項1目介護給付費繰入金で378万7,000円の減額、2項1目介護給付費準備基金繰入金で1,255万1,000円の減額補正となります。

次に、歳出ですが、事項別明細書10ページになります。

2 款 1 項 1 目介護サービス費で2,610万円の減額、4 項 1 目高額介護サービス等費で100万円の減額、6 項 1 目特定入所者介護サービス等費で300万円の減額となります。

14ページをご覧ください。

4 款基金積立金で553万2,000円の増額補正となります。

続きまして、議案第21号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から5,706万7,000円を減額し、予算総額を2,724万円とするものでございます。

事項別明細書6ページ及び7ページをご覧ください。

歳入では、1 款財産収入において不動産売払収入2,702万9,000円を減額するものでございます。当初予算計上した本宿地区の分譲地及び古屋団地の残り1区画について販売できなかったためとなります。

2 款繰入金において一般会計繰入金3,003万8,000円を減額するものでございます。

歳出では、2 目宅地造成事業費において5,705万9,000円を減額するものでございます。古屋団地事業費では27節繰出金において、一般会計繰出金136万8,000円を減額し、本宿地区団地造成事業費では27節繰出金の一般会計繰出金2,566万1,000円を減額するものでございます。ともに、令和4年度において販売できなかったためとなります。

五領地区団地造成事業費では、2,953万円を減額するものでございます。令和4年度において設計業務を実施する予定でしたが、五領地区団地造成予定地内の1筆において相続財産管理人の選任が進まなかったためとなります。

続きまして、議案第22号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正では、既定の予算に77万円を追加し、予算総額を2,989万6,000円とするものでございます。

事項別明細書は7ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目施設管理費、施設管理費において、物価高騰により電気料に不足が生じたため、77万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第23号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から440万2,000円を減額し、予算総額を6,804万2,000円とす

るものでございます。主に、水道施設電気料の増額、入札による執行残、実施精査による不用額の減額を行うものとなります。

主な補正内容ですが、議案書6ページをご覧ください。

歳入では、4款1項1目一般会計繰入金では501万円の減額となります。

事項別明細書8ページをご覧ください。

歳出では、1款1項1目総務管理費において不用額10万4,000円の減額、2款1項1目水道管理費では、水道施設電気料が電気料高騰により増額となりますが、配水池清掃委託料の入札執行残、消費税納付額の減少などにより429万8,000円の減額となります。

令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から626万4,000円を減額し、予算総額を1億5,125万7,000円とするものでございます。

事項別明細書は6ページとなります。

歳入では、1款1項1目水をきれいにする事業費分担金で、集落排水への新規つなぎ込みが少なかったため225万円の減額となります。

4款1項1目一般会計繰入金では、歳出の減額により397万9,000円の減額となります。

7ページをご覧ください。

歳出では、2款1項2目高山東地区事業管理費並びに3目高山中央地区事業管理費において電気料高騰による増額となりますが、新規取付管設置工事の減額、入札執行残、不用額などにより626万4,000円を減額するものとなります。

以上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議案第17号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）について補足説明をさせていただきます。

補正予算書は一般会計の6ページ、第2表継続費補正をご覧くださいと思います。

村史編さん事業は、令和元年度から令和4年度まで継続事業として予定しておりましたが、令和元年度に発生した新型コロナウイルスの影響により記事の取材に遅延が生じたことに加え、より充実したものとするため冊子のページ数を250ページから304ページとしたことなどによる取材、筆耕の増加、また村史編さん委員さんから多くのご指摘を受けまして、記事に修正を加えましたが、その修正、確認作業に想定外の時間を要してしまいましたことなど

から今年度中の完成が見込めず、令和5年度までの継続事業と変更させていただきたいというものでございます。

第6次高山村総合計画策定事業は、令和4年度から令和6年度までの継続事業となりますが、令和4年度においては支出がなかったため、年割額を変更させていただきたいというものになります。

補正予算書7ページ、第3表繰越明許費補正をご覧ください。

たかやまサテライトオフィス整備事業、たかやまサテライトオフィス推進事業、脱炭素まちづくり事業、自然休養村管理センター撤去事業、道路維持管理事業のうち村道大谷地線の舗装補修工事の5事業について、本年度中の完成が見込めなくなったため、来年度に繰り越して事業実施を行いたいというものでございます。

補正予算書8ページ、9ページ、第4表地方債の補正をご覧くださいと思います。

先に9ページになりますが、9ページの廃止では、県営林道事業及び橋りょう長寿命化事業の借入れは、当初、公共事業等債を予定しておりましたが、これを過疎債に振り替えるため廃止とするものとなります。

戻りまして8ページの追加では、廃止した事業も含めまして13事業の財源として、財政的に有利となります過疎債を充てたいというものでございます。

引き続きまして、事項別明細書の説明に移らせていただきますが、項目も大変多くございます。主なものについてのみ説明をさせていただきたいと思います。

歳入から説明させていただきます。

22ページをご覧ください。

22ページ、19款2項1目財政調整基金繰入金は、村長説明にもありましたとおり、事業費の減額、過疎債の借入れなどによりまして、財政調整基金の取り崩しが不要となったため減額とするものでございます。

24ページをご覧ください。

22款1項18目過疎債では、先ほども説明させていただきましたとおり、公共事業債を減額し、過疎債を増額するものということになります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

歳出の補正では、事業費の中止や縮小、経費の抑制などにより減額が多く含まれておりますので、こちらについての説明は割愛をさせていただきたいと思います。また、主な項目についてのみ説明をさせていただきます。

26ページをご覧くださいと思います。

2款1項4目普通財産管理事業のうち、18節の財産管理運営補助金3,180万円、こちらにつきましては、先ほども議決していただきましたが、株式会社サンモールが旧A-COOP高山店の施設を利用して出店するに当たりまして、当該施設の改修費用相当額を補助金として同社に支出するものとなります。

27ページをご覧くださいと思います。

2款1項5目地域おこし協力隊活動事業（むらの中心地づくり）は、当初7名の地域おこし協力隊を予定しておりましたが、採用が6名にとどまったというため減額となっております。

28ページをご覧くださいと思います。

2款1項5目たかやまサテライトオフィス整備事業は、改修内容を見直したことによる減額となっております。なお、この事業につきましては、減額後の予算を繰越明許費として翌年度に繰り越すものとなります。

42ページをご覧ください。大分ちょっと飛びますが、42ページをお願いします。

42ページ、4款1項1目原町赤十字病院運営費助成事業及び原町赤十字病院医師確保対策費助成事業は、令和3年度の病院の会計収支が黒字となったため、本年度の助成を見合わせることによる減額となっております。

45ページをご覧ください。

4款1項4目養育医療費給付事業は、母子保健法に定める未熟児の養育医療の該当となる者から、高山村未熟児養育医療給付要綱に基づく申請がされたため、増額補正をお願いするものとなります。

49ページをご覧ください。

6款1項3目地域おこし協力隊活動事業（就農型）、こちらにつきましては3名の協力隊員をお願いしておりますが、雇用開始が9月、11月、12月と、いずれも年度途中での採用となりましたため減額とするものでございます。

52ページをご覧くださいと思います。

6款1項6目地籍再調査事業は、本年度予定していた行程に遅延が生じてしまい、改めて来年度実施とするため減額をするものでございます。

56ページをご覧くださいと思います。

一番下になりますが、7款1項12目自然休養村管理センター撤去事業は、新たにアスベス

トを使用している部材が判明したため、この処理費用として増額補正をお願いするものがございます。なお、この事業につきましては、増額後の予算を繰越明許費として翌年度に繰り越すものとなっております。

続きまして、58ページをご覧くださいと思います。

8款2項4目橋りょう長寿命化事業は、田尻橋下部の工事を前倒して実施できたことによります減額となっております。

78ページをご覧くださいと思います。ちょっと飛びますが78ページをお願いします。

10款1項2目財政調整基金積立金は、こちらも先ほど説明させていただきました村長説明にもありましたが、事業費の減額、過疎債の借入れなどによりまして、一般財源に余剰金が生じたため積み立てるものとなっております。

その下にございます地域社会デジタル推進基金積立金は、地方交付税の一部として交付されているものがございますけれども、証明書のコンビニ交付など、今後の地域社会のデジタル化に向けた設備の整備の費用として基金へ積み立てるものとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第25号～議案第32号の一括上程、説明

○議長（林 昌枝君） 日程第29、議案第25号 令和5年度高山村一般会計予算から日程第36、議案第32号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第25号から議案第32号まで一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第25号 令和5年度高山村一般会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比1.7%増の30億5,493万9,000円と、前年度と同規模の予算となりました。

予算編成に当たっては、令和5年度に重点的に取り組む事業として、「国が示す成長を生み出す4つの原動力の推進に関すること」、「むらの中心地づくりの確実な推進に関すること」、「脱炭素化事業に関すること」、「新庁舎建設に関すること」の4項目を挙げさせていただきます。

中・長期的に取り組まなければならない事業もあり、全てが令和5年度予算に反映されているわけではありませんが、これらの事業について重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、国が示す成長を生み出す4つの原動力の推進に関することの1つ目、「グリーン社会の実現」は、「むらの中心地づくりの確実な推進に関すること」及び「脱炭素化事業に関すること」と併せて推進してまいりたいと考えております。

昨年1月には、「高山村5つのゼロ宣言」をさせていただきましたが、このうち、温室効果ガス排出量ゼロ、災害時の停電ゼロの2つについては、東洋大学の根本教授を会長とした、高山村カーボンニュートラル推進協議会を立ち上げ、協議検討を重ねておるところでございます。

原動力の推進に関することの2つ目、「デジタル化の加速」では、近い将来、住民票などの証明書のコンビニ交付などができるよう、地域社会デジタル推進基金を活用して設備を整えてまいりたいと考えております。

まずは、その前提となるマイナンバーカードの普及促進に努めているところでございます。デジタル人材の育成という難しい課題もございますが、デジタル化の実現に向け取組を進めてまいりたいと考えております。

原動力の推進に関することの3つ目、「活力ある地方創り」では、移住・定住の強化・充実を図り、都市部からの人の流れを促進するとともに、受皿となる住宅問題を、空き家の活用や宅地造成などにより解消してまいりたいと考えております。

また、移住・定住につなげるため、「さとのわ」を核として、観光と結びつけた農的魅力開発支援事業や、お試し住宅、就農支援、創業支援等々、多角的な施策を展開してまいりたいと考えております。

原動力の推進に関することの4つ目、「少子化対策」では、全国的な課題であり、村単独での解決は大変困難ではありますが、令和4年度には給食費の無償化を行い、令和5年度からは、他町村とも連携し、医療費の無料化を高校生年代まで拡充したいと考えております。少しでも子育てしやすい環境をと考えているところでございます。

最後に、新庁舎建設に関することでは、著しく耐震性能が低い現庁舎を整備していかなければなりません。その整備の手法について現在検討中であり、当初予算に反映していませんが、早急に整備をしていかなければならないと考えておるところでございます。

村が自主的・主体的な地域づくりを進めていくためには、財政基盤の強化が不可欠でございます。財政運営の大原則である「入るを量って、出づるを制す」を実践するため、なお一層、創意・工夫・節約に努め、健全財政の堅持し、さらなる住民福祉の向上に努めてまいりますので、何とぞ議員各位のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第26号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で1.9%増の4億8,252万5,000円となりました。

歳入では、1款国民健康保険税で8,478万1,000円を見込み、前年度に比べ832万8,000円の減額となります。

4款県支出金で3億5,347万6,000円、6款繰入金で3,907万5,000円、8款諸収入で506万1,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で402万2,000円、2款保険給付費で3億4,404万6,000円、3款国民健康保険事業費納付金で1億1,349万3,000円、6款保健事業費で1,459万5,000円、9款諸支出金で636万5,000円を計上いたしました。

国民健康保険は、国民皆保険の中核として地域住民の健康維持増進に大きく貢献しておりますが、中高年層や低所得者層の加入者が多く、また、医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いております。

続きまして、議案第27号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で2.5%増の5,704万4,000円となりました。

後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されております。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料で3,574万9,000円を見込み、前年度と比べて151万2,000円の増額となります。3款繰入金では1,707万5,000円、5款諸収入では421万9,000円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で110万7,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金で5,163万1,000円、3款保険事業費で420万5,000円、4款諸支出金で10万1,000円を計上いたしました。

た。

続きまして、議案第28号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で2.7%増の5億900万5,000円となり、歳入では、1款保険料で8,369万8,000円を見込み、前年度に比べると160万6,000円の減額となります。2款使用料及び手数料で144万円、3款国庫支出金で1億2,529万5,000円、4款支払基金交付金で1億2,754万1,000円、5款県支出金で7,045万2,000円、7款繰入金で9,207万5,000円、8款繰越金で850万円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費で1,439万8,000円、2款保険給付費で4億6,362万3,000円、3款地域支援事業費で2,223万2,000円、5款諸支出金で875万1,000円の計上となります。

続きまして、議案第29号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比29.1%減、5,889万1,000円となりました。

令和5年度予算において、各団地の維持管理費並びに令和4年度実施予定だった五領下ノ宿地区の設計業務についても新たに計上しております。

令和4年度内において本宿地区の造成工事も完了する運びとなりましたので、分譲地6区画の販売を進め、残り1区画となった古屋団地の早期販売の促進を進めてまいります。

歳入では、1款財産収入において土地売払収入2,645万3,000円、2款繰入金において一般会計繰入金3,238万8,000円、3款繰越金においても前年度繰越金として5万円を予算計上するものでございます。

歳出では、1款事業費において宅地造成管理費で40万8,000円、宅地造成事業費で5,848万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第30号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算規模は、前年当初比で10.31%減の2,514万4,000円となりました。

歳入では、1款1項1目一般会計繰入金351万1,000円の増額、3款1項1目繰越金20万円の増額となります。

歳出では、1款1項1目施設管理費256万1,000円の増額となりますが、主な要因としては、10節電気料200万円増額、施設修繕料50万円の増額となります。

また、新規事業として貯水池県営調査事業125万円を計上しております。

続きまして、議案第31号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

予算の規模は、前年当初比で55.3%増の1億377万7,000円となりました。

主な増額の要因については、公営企業会計システムの導入委託料、インボイス制度に対応するための水道料金調定システム改修委託料、また、過疎債を活用し水道施設の遠隔監視装置の拡充工事、減圧弁の新設及び更新工事などを予定し、大幅な増額となりました。

事業別明細書7ページからご覧ください。

歳入では、2款1項1目使用料で4,549万4,000円を計上いたしました。前年度と比べ99万8,000円の増収を見込んでおります。

4款1項1目一般会計繰入金では、1,626万8,000円を計上し、前年度と比べ24万2,000円の増額、7款1項1目簡易水道事業債及び2目過疎債では、合わせて4,017万円を計上し、前年度と比べ3,567万円の増額となります。

事項別明細書は9ページからご覧ください。

歳出では、1款1項1目総務管理費で810万9,000円を計上し、前年度と比べ人件費等で174万5,000円の減額、2款1項1目水道管理費では、委託料及び工事請負費を増額し8,149万9,000円を計上し、前年度と比べ4,052万5,000円の増額、3款1項1目元金、2目利子では1,416万9,000円を計上し、前年度と比べ184万2,000円の減額となります。

続きまして、議案第32号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初比0.43%増の1億5,563万1,000円となりました。

公営企業会計移行事務業務委託料、公営企業会計システム導入委託料、施設電気料など増額していますが、人件費、東地区のマンホールポンプ交換工事の減少などにより、昨年並みの予算計上となりました。

事項別明細書は7ページからご覧ください。

歳入では、2款1項1目下水使用料で2,427万2,000円を計上いたしました。前年度と比べて87万6,000円の減収を見込んでおります。

4款1項1目一般会計繰入金では、1億611万1,000円を計上し、前年度と比べ1,379万3,000円の減額となります。

7款1項1目及び2目の公営企業会計適用債、3目過疎対策事業債では、合わせて2,039万円を計上し、前年度と比べて1,529万円の増額となります。

事項別明細書は10ページからご覧ください。

歳出では、1款1項1目一般管理費で382万4,000円を計上し、前年度と比べ269万7,000円の減額、2款1項事業管理費、各施設の事業管理費では、合わせて7,559万円を計上し、昨年度と比べ330万3,000円の増額、3款1項公債費では、元金及び利子合わせて7,621万7,000円を計上し、3万円の増額となります。

以上、各会計の当初予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、予算審査の中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定いたしました。  
暫時休憩といたします。

再開は1時10分から再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 10分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

◎一般質問

○議長（林 昌枝君） 日程第37、一般質問を行います。

---

◇ 林 和 一 君

○議長（林 昌枝君） 最初に、3番、林和一議員の発言を許可します。  
林議員。

〔3番 林 和一君登壇〕

○3番（林 和一君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従い観光交流館新築工事の設計業務について、村長に質問を行います。

私は、令和4年9月5日開催の令和4年第3回定例会におきまして、「道の駅中山盆地観光交流館新築工事の大幅遅延と村民への説明責任は」と題して一般質問を行いました。村としては真に、村の中心地づくりの核となる、仮称観光交流館建設という一大事業に取り組んでまいりました。紆余曲折を経て、現に「さとのわ」と命名された施設が動き出しています。

さて、私は、建設に動き出した当時のことまで遡って疑問に思う部分がありますので、本席でただしていきたいと質問を行うものであります。

設計業務につきまして、平成30年5月21日付契約で、株式会社清水設計事務所が受注し、その構想の実現に向けて動き出しました。令和元年11月11日開催の令和元年第3回臨時会におきまして、道の駅中山盆地高山観光交流館新築工事の請負契約の議案が提出され、3億4,485万円を投じての事業が、議決を経て翌日から着工の運びとなりました。

しかしながら、許認可手続において不測の事態が発生し着工できない状態が長期間要してまいりました。建築確認検査済証が下りないうちに、つまり各種認可手続が完了し条件が整わない段階において入札に動くことは基本とすれば正しいことではありませんが、入札後において各種手続を進めるということは、法的に抵触するものではなく、事例とすれば結構実在するものでありそうです。ただし、手続が完了しない限り工事施工において着工はできません。私の調査した限りではこの件も守られているようでございます。

その後において、設計業務について業者の変更を行い、改めて各種事務手続を進めたという執行部からの説明を受けておりました。引き継いだ業者とすれば、当然その業務に要する費用は請求してまいりますから、新たに重複する部分があっても契約に従い、支払いせざるを得ないことは理解するものです。

そこで、当時の設計におきまして、清水建築事務所に対しその契約金額である3,542万4,000円の全額が支払われたことにつきまして、その支払いに至った判断の経緯について明解に説明を求めるものでございます。契約の内容がどこまでの業務を含むのか、支払いの経過とともに順を追って説明を求めます。そして、また最終的な全額支払いに至ったその判断が正しかったかについてもその見解を明解にお答えください。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいまの林和一議員の一般質問についてお答えいたします。

たかやま未来センター「さとのわ」の建設に当たり、村民の皆様をはじめ議員皆様にご心配をいただきながら、昨年の9月17日にグランドオープンを迎えることができ感謝申し上げる次第でございます。

「さとのわ」の当初設計についてですが、平成30年5月21日に落札業者の株式会社清水設計事務所と契約し、平成30年度において設計業務等が完了予定で、翌年度に「さとのわ」の新築工事を発注し、付帯工事等を含めた新築工事が令和2年度に完了することとなっておりますが、開発行為許可及び建築確認申請に添付する構造計算適合判定の遅延により、「さとのわ」の新築工事の中断が余儀なくされました。

当初設計に係る費用に対する見解について、時系列に沿って説明させていただきます。

当初設計については、平成30年5月21日に締結し、工期については平成31年3月22日まで、業務内容については、基本設計、実施設計となり、当然ではありますが建築確認申請業務及び開発行為申請業務も業務内容に含まれており、契約金は3,542万4,000円となります。

平成31年4月1日には、今後の施工監理業務についても清水設計事務所と締結いたしました。

令和2年10月14日に株式会社清水設計事務所から、当初設計業務に含まれていた建築確認申請の遅延理由書の提出がありました。開発行為許可の遅延もあったことにより、新築工事が中断している現状を踏まえて、令和2年10月16日に施工監理業務を解除いたしました。

施工監理業務を解除したことにより、以前から遅延していた建築確認申請業務に支障を来しており、別発注により令和3年1月18日に佐田建設と681万3,180円で建築確認申請業務を契約いたしました。

その結果、株式会社清水設計事務所の当初設計に含まれている建築確認業務についての費用について、関係各所と協議を進めております。

「さとのわ」の今後の運営につきましては、官民連携を進め、村内外の方々の活動拠点としてご利用いただき、100年先も長い間愛される施設運営を図っていきたいと考えております。

以上、林和一議員の一般質問にお答えさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 林和一議員。

○3番（林 和一君） ただいま時系列にまとめた答弁をいただきましたけれども、先ほどの村長の話の中に、「さとのわ」のオープンに向けてということではいろんな話に移ってまい

りました。私が言っているのは、その出発点である契約時点での業務内容の中で、この平成31年4月に行われた施工監理業務委託、それから観光交流館の防災設備の工事設計及び施工監理業務委託、この2件に関しては支払いはされていないということによろしいのでしょうか、確認いたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

林議員のご質問の内容なのですが、31年4月1日に施工監理業務を清水設計のほうと契約をしております。実際の変更して期間のほうは一時中断もありまして延びているんですが、その金額については支払いはしておりません。

○議長（林 昌枝君） 林和一議員。

○3番（林 和一君） 再度確認いたしますけれども、最終的な全額支払いに至った中で、それを判断した経緯の中で、問題点とかということとはなかったというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 平成30年5月21日に清水設計株式会社と基本設計、実施設計及び建築確認の諸々の契約をさせていただきました。実際、3,542万4,000円ということで契約をさせていただいて、そちらの金額については全額をお支払いをしております。その中で、一部建築確認ができなかったのは事実でございます。その後に、先ほど申し上げた31年4月1日に施行監理も清水設計と契約をしております。なぜかという、基本設計、実施設計につきまして熟知をしているということで、その工事の監理ということで、熟知をしている施工業者ということで契約を至っております。

結果論なのですが、実際的には建築確認はできなかったんですが、その施工監理の中で並行して、その当時建築確認も遅延していた部分を一緒にやっけていけるような形で私は理解はしております。結果的には元年が過ぎて令和2年9月ぐらいについてもまだ建築確認は進まなかったと、実際2年10月において建築確認はできないということで遅延の申出がありました。それに基づいて村のほうで判断をさせていただいて、施工監理業務については解除を10月でしております。その結果、建築確認がどうしても進まないということで別会社であります佐田建設さんのほうに建築確認の業務の委託をさせていただいております。その結果、年度が明けた3年の5月ぐらいに建築確認が取れたということで工事の中断を解いて工事が始まったという形です。

ただ、林議員がご指摘をいただいた建築確認業務については、その当初のときに業務に入っておったんですけれども、実際施工監理の業務を発注していますので、それと並行してやってもらうということで判断をしたと思います。そういう形で私は理解をしております。

以上になります。

○議長（林 昌枝君） 林和一議員。

○3番（林 和一君） 行政手続上の問題であります。他の事務手続上との関連で、支払い関係、急ぐ用事があったのかもしれない、それは私なんかでは理解分かりませんので、それを事務側のものとして処理、致すしかないと思っております。現時点で、係争に係る部分におきましてはさておきまして、一連の設計業務に係る経費の重複部分の問題点の後処理に関しましては、慎重に早期に処理されることを重ねてお願い申し上げまして、今回の質問を終わります。

---

#### ◇ 後 藤 明 宏 君

○議長（林 昌枝君） 次に、1番、後藤明宏議員の発言を許可します。

後藤議員。

〔1番 後藤明宏君登壇〕

○1番（後藤明宏君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、高山村の5年後の村長の考えるビジョンについてお伺いいたします。

コロナ禍、ロシアの軍事侵攻の影響にて、世界経済に大きな影響を及ぼす中、この5月、新型コロナは感染症法上5類に移行され、経済の回復を願うところですが、高山村において、少子高齢化・人口減少により、農林業後継者不足、商工業の衰退する中、活性化をしていかなければ先がないと考えます。

100年先も住みたい村、しかし5年先が見えない今、村長として5年後の高山を見据え、どうかじ取りをしていくのか、現在のお考えをお聞かせください。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） ただいま後藤明宏議員からのご質問をお受けして、それに沿った形でお答えしていきたいと思っております。

まず、農林業の後継者不足についてお答えいたします。

高山村の農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加いたしました。近年では一層、兼業の深化や農業者の高齢化により、後継者不足が深刻化していると感じております。

また、こうした中、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、顕著な進展を見ないまま推移してまいりましたが、最近になり、機械更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進む可能性が高まってまいりました。

新たな担い手を確保するため、農業に関心を寄せる若者や、リタイアした会社員等を積極的に支援し、現在進めている株式会社アグリメディアと連携した就農支援事業や就農型の地域おこし協力隊の受入れを継続し、高山村で農業を営んでいけるような体制づくりを推進してまいります。また、後継者のいない農家については、農業継承ができるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。

林業関係では、高山村における森林の所有規模は零細なものが多く、林業の採算性の悪化等により林業経営意欲が低下し、所有森林への関心が著しく減退してきており、後継者の確保が厳しい状況となっております。この状況の打開のため、施業の集約化による生産性の向上を図るとともに、優れた経営感覚を持ったリーダーの育成を行いたいと考えております。

そのためにも、現在行っている、森林整備担い手対策事業により、林業事業体が負担した林業退職金共済や中小企業退職金共済、厚生年金に要する経費の負担により、林業労務に従事する方への福祉厚生の充実や、令和5年度から施行する高山村森林活性化対策事業補助金等により、造林・森林整備等の森林整備活動に対して支援をしてまいりたいと考えております。

次に、商工業の衰退についてお答えいたします。

現状の施策として、村内の事業者に対し、融資制度の活用として、小口資金融資並びに小口資金融資の利子補給制度を導入しております。また、新たに事業を始められる方へは、創業支援制度や移住支援金制度があり活用されておりますが、事業継承には人口減少や後継者不足という問題があり進んでいないのが現状でございます。このままではますます商工業の衰退が懸念されます。事業継承の後継者不足を解消するため、まずは地域おこし協力隊の活用を推し進めてまいりたいと考えております。

現在では、全国的に少子高齢化が進み、あらゆる分野で後継者不足問題が生じておるわけですが、これに対する有効な手段が見出せないというところが実情であります。国

や県でも多くの施策を講じておりますけれども、なかなか成果が現れていないように思われます。特効薬的な対策は難しいのかもしれませんが、中・長期的な視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

まずは、5年後に向け、未来センター「さとのわ」を中心に、観光農林業、農産物加工を中心とした商工業を融合させ、高山村に興味を持ってくれる方を増やし、さらには村の産業を担ってくれる移住者を増加させるべく取り組んでまいりたいと考えております。

以上、後藤明宏議員の質問に対するの答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） この問題に関しては日本中で問題になっていることでありまして、各業種の一層の支援をしていただきたいと思います。

1番の原因は、少子高齢化による人口減少だと思われませんが、これは全国的な問題であり、社会構造を変えていく時期なのかもしれません。高山村では若者の村外転出も目立っています。魅力ある村づくり、首都圏から近い田舎を武器に発想の転換を図り、都会から起業家を目指す方を受け入れられる村の体制づくりが重要かと思われまます。「たからのやまたかやま」、子供たちにも地域愛と誇りを持てる、魅力ある5年後の高山村に期待いたします。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 最近の話なんですけど、生まれは東京で岡山のほうから来た、高橋君子さん、この人はブドウづくりを目指しており、今その土地の手当てをしているところで、ほぼ契約に至るところまできておると話を聞いております。これが1ヘクタール、2ヘクタールぐらいの規模の土地になるようですけども、しっかりと私どももバックアップをしていきたい、そういうふうと考えております。生食のブドウを目指しているということでもあります。

---

#### ◇ 後 藤 肇 君

○議長（林 昌枝君） 次に、4番、後藤肇議員の発言を許可します。

後藤議員。

[4番 後藤 肇君登壇]

○4番（後藤 肇君） 本日は、一般質問をさせていただき大変光栄に思うところでございま

す。本日の2点に関しては、先日令和5年度当初予算大綱の説明を受けた中で気づいた点をお伺いいたします。

1点目として、基本方針の中で重点項目に取り組むべきことで、「村の中心地づくりの確実な推進に関する事」の説明をお願いしたいわけですが、道の駅と聞くと、今までも「さとのわ」を含めた中山盆地の道の駅を思い出すわけです。ですが、先日カーボンニュートラルのアンケートがございました。その中でも道の駅という項目がございましたので、その辺の相互関係に関してもお伺いできればと思います。

2点目といたしまして、基本的な考えの中で、限られた経営資源で職員一人一人が常にコストを意識し、事業の優先度や費用対効果の視点から事務事業の評価見直しを行うという説明文がございました。この職員一人一人にどのように展開して徹底を図っていくのか、その辺のことをお伺いできればと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 村長より答弁を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 後藤肇議員からのご質問にお答えいたします。

最初に、「村の中心地づくりの確実な推進に関する事」の内容についてお答えいたします。

「たからのやまたかやま」をコンセプトとした、中心地づくりの核となる未来センター「さとのわ」が昨年オープンをいたしました。中心地づくりの確実な推進ということで、「さとのわ」のフードファクトリーについては、地元農家さんとのさらなる連携を目指し、有効活用を進めながら、指定管理者でありますたかやま振興公社とも連携しながら販路方法について進めてまいりたいと思っております。また、「さとのわ」のうちのラウンジだんだん広場については、交流拠点としての整備をいたしましたので、利活用を進めていただきたいと思いますと考えております。

今後は、2050年カーボンニュートラルに向けて脱炭素まちづくり事業を絡めた事業展開を進めてまいりたいと考えております。道の駅中山盆地周辺について、利便性を生かした新しい地域公共交通の在り方についても進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「事務事業の評価見直し」についてお答えいたします。

最近、地方分権が叫ばれる中、地方行政への事務の義務づけ・枠付けの見直しや事務・権限の移譲がなされるとともに、住民ニーズの多様化などにより、村はこれまで以上に自立性の高い行政主体となることが求められております。

村が実施しなければならない業務量が著しく増加することとなっており、財政的な経営資源に加え、人的資源、マンパワー不足も大きな問題となってきました。経営資源であるコスト、これは、人、お金、物、情報などとなりますが、これらは無限ではございません。限りある経営資源の中で、適切な村民サービスの提供と行財政基盤の確立を図っていかねばなりません。そのためには、新規事業を展開する際、既存の事業について、その事業効果を検証し、効果の薄い事業は見直し、あるいは廃止していく必要があると考えております。

現在、村では、第5次総合計画後期基本計画を基本として、全ての事業について検証を行う取組を開始しているところでございます。決算時にはサマーレビューとして事業検証を、予算編成時にウィンターレビューとして事業の優先順位を格付をし、副村長を筆頭に全課長による協議・検討しております。

また、取り組み始めたばかりですので、大きな成果は上がっておりませんが、それでも継続することにより、効率的に目的が達成できる事業を取捨選択していけるようになり、職員にもそうした意識が根付くものと思っております。

以上、後藤肇議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 今、村長のほうにご答弁いただいたわけですが、その中で、物とか新規事業とか、こういう物質的なものではなくて、人とかその辺のことをもう少し砕いた内容でお話いただければ幸いかなという気がするわけです。

物事を進めていく中では、大変なエネルギーとリーダーシップが必要かなと思うわけです。それを継続的にしていくことが、幾ら物があっても、幾らお金があってもなかなか達成感が味わえないとやはり人間って満足しないと思うんです。その辺が少しでも報われるシステムをやっぱり取り入れていく必要がある。そうすると、職員一人一人がやはり満足度が上がり、次に向かう意欲が備わってくるのではないかと、そういうふうを考えるわけですがけれども、村長としてはいかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 現在、人事評価という職員に対する評価をしておるところでありますけれども、大変この嫌な仕事かと思えますけれども、やっぱり能率を上げていくためには人事評価をして、適正な対価を支給すると、そういう方向に今向いております。令和6年度からその人事評価に対する正当な対価を支払うという方向には向かっているところであります。こういう事業をして職員のやる気を起こすとか優秀な人材を残すとか、そういったことだろ

うと考えます。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 確かに、村長が今言われるように人事評価とかそういうのは必要かと思えます。ですけれども、それは一つの評価規程であって、常日頃の庁内とか課内での雰囲気づくりというものも何か手を入れていったほうが、方法論とすると私なんかはいいのかなという気を持っているわけですが、その辺はどう感じられておられますか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 私は、この植物が好きなので、今もあちこちこうに蘭の花が置いてあるんですけれども、そういった庁内の雰囲気づくりとかそういうものをぼちぼち私もしばらく前からやっておるわけでございます。エビネ蘭の時は、改良されたエビネ蘭、昔はこのその辺の山にあったような地味な花じゃなくて、最近のはかなり派手な花、バイオで出てきております。友達がそれをやっているのでちょっとのぞいてそれを持ってきたり、そういうところくみ取ってくれないかなと実際職員の人にも期待をしているんですけれども、効果が上がってくるのはいつ頃になるかなと期待をしております。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 村長が言われる物とかそれは確かに必要でありますし、それを長く続けていただいて、ぜひそれを職員の方が理解していただけるようなシステムづくりをぜひお願いしたいかなと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） お世話さまになります。

職員の研修等々につきましては、私も関わっておるところでございます。先ほど村長が言いました人事評価、これも含めまして職員の人材育成という面から、人事評価、人事異動、職員の研修等々を踏まえて、人材育成を図っておるところでございます。

また、課長のリーダーシップ、これにおきましても、先ほども申し上げました人事評価、人事異動、職員の研修等々でリーダーシップの育成も図っていったらいいところがございます。

管理職の研修という面では、毎年千葉県のアカデミーという施設で管理職の研修、村長も踏まえてやっておるところでございますが、全員が一同に参加するわけにはいきませんので、毎回都合のつく管理職にはその研修には行っていただくと。全国の管理職同士で研修をして、その中で勉強をしていく、そのような方法も現在しておるところでございますが、よろしく

お願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 副村長にまで答弁いただいてありがとうございます。

本当にそういうんで、今外交的に出かけて切磋琢磨し向上していくというところは伺えていいかなと思うんですけども、やはり足元を見る中で、もう一回何か、これから令和5年度予算編成をしていくわけですから、その辺で人的なあれもあれば、ぜひ拾い上げていただきながら進めていっていただければと思うところです。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（林 昌枝君） お諮りします。議案の調査及び審査のため、3月2日から3月15日までの14日間、休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、3月2日から3月15日までの14日間、休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（林 昌枝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回の本会議は3月16日木曜日、午前10時から再開しますので、定刻までにご参加願います。

大変ご苦労さまでした。

本日はこれで散会します。

ありがとうございました。

散会 午後 1時50分

令和5年3月16日（木曜日）

（第2号）

## 令和5年第1回高山村議会定例会

### 議事日程(第2号)

令和5年3月16日(木) 午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 同意第 2号 | 高山村教育委員会委員の任命について                                 |
| 日程第 2 | 同意第 3号 | 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について                           |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 高山村議会の個人情報保護に関する条例の制定について                         |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 高山村個人情報保護法施行条例の制定について                             |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 高山村個人情報保護審査会条例の制定について                             |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 高山村情報公開条例の一部改正について                                |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備<br>に関する条例の制定について    |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について                           |
| 日程第10 | 議案第10号 | 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担<br>に関する条例の一部を改正について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 高山村過疎対策のための村税(固定資産税)の課税の特例に関する<br>条例の一部改正について     |
| 日程第12 | 議案第12号 | 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第13 | 議案第13号 | 高山村国民健康保険条例の一部改正について                              |
| 日程第14 | 議案第14号 | 高山村介護保険条例の一部改正について                                |
| 日程第15 | 議案第15号 | 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について                            |
| 日程第16 | 議案第17号 | 令和4年度高山村一般会計補正予算(第7号)                             |
| 日程第17 | 議案第18号 | 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)                       |
| 日程第18 | 議案第19号 | 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)                      |
| 日程第19 | 議案第20号 | 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算(第4号)                         |
| 日程第20 | 議案第21号 | 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算(第3号)                       |
| 日程第21 | 議案第22号 | 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算(第3号)                       |
| 日程第22 | 議案第23号 | 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)                       |

- 日程第23 議案第24号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第25号 令和5年度高山村一般会計予算
- 日程第25 議案第26号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第27号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第28号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第29号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第31号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第32号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算
- 日程第32 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
- 日程第33 議員派遣について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員（9名）

1番	後藤明宏君	2番	佐藤晴夫君
4番	後藤肇君	5番	野上富士夫君
6番	山口英司君	7番	平形眞喜夫君
8番	奈良哲男君	9番	小林進君
10番	林昌枝君		

#### 欠席議員（1名）

3番 林和一君

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	後藤幸三君	副村長	平形郁雄君
教育長	山口廣君	総務課長	後藤好君
会計管理者兼 税務会計課長	本間尚也君	住民課参事	小野恵美君

保健みらい 課長	割田信一君	農林課長	平形英俊君
建設課長	飯塚優一郎君	地域振興課長	林隆文君
教育課長	金井等君		

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	小池正浩	書記	林大生
--------	------	----	-----

開議 午前10時02分

◎開議の宣告

○議長（林 昌枝君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和5年第1回高山村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第1、同意第2号 高山村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第2号 高山村教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

令和3年10月1日から教育委員として尽力いただいております、飯塚武久氏が去る2月21日をもって退任されました。後任として、林嘉彦さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

林氏は、昭和47年に現在のぐんまみらい信用金庫に勤めなされ、平成13年以降は、北軽井沢、原町、中之条、嬭恋、各支店の支店長を歴任され、平成23年からは、各支店のまとめ役であるブロック長としてご活躍なされております。平成25年からは、高山村の固定資産評価審査委員会委員としてもご尽力をいただいております。また、全日本スキー連盟の指導員資格も取得しており、スポーツ振興にも尽力いただけるものと期待しております。人望も厚く、人格、見識ともに申し分なく、広く地域の実情に精通しており、教育委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和5年4月1日から前任者の残任期間である令和7年9月30日までとなつ

ております。

議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号 高山村教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（林 昌枝君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成 8 票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 2 号は同意することに決定しました。

---

◎同意第 3 号の上程、説明、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第 2、同意第 3 号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第 3 号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明を申し上げます。

平成25年10月1日から4期にわたり、固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております林嘉彦氏が令和5年3月31日をもって退任されることとなりました。後任として、佐藤章彦氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

佐藤氏は、昭和53年高山村役場へ奉職以来、各課を歴任され、平成22年4月から平成25年3月まで税務課長として、さらに、平成28年4月から令和2年3月の退職時まで、会計管理者兼税務会計課長として、固定資産税の課税業務に携わってこられました。これらの経験から、固定資産の評価についての学識経験は特筆すべきものであり、周囲からの人望も厚く、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和5年4月1日から前任者の残任期間である令和7年9月30日までとなります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 昌枝君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号 高山村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席人数は8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、後藤肇議員、5番、野上富士夫議員、6番、山口英司議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（林 昌枝君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（林 昌枝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。立会人は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（林 昌枝君） 投票の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成8票。反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

◎議案第3号～議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第3、議案第3号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてから日程第6、議案第6号 高山村情報公開条例の一部改正についてまでの4議案を議題とします。

本件は3月1日に一括上程され、議案調査となっています。

これから議案第3号から議案第6号までの4議案について一括質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号から議案第6号までの4議案について一括討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第3号 高山村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

〔举手多数〕

○議長（林 昌枝君） 举手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 高山村個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

〔举手多数〕

○議長（林 昌枝君） 举手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高山村個人情報保護審査会条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高山村情報公開条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号～議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第7、議案第7号 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてまでの3議案を議題とします。

本件は3月1日に一括上程され、議案調査となっています。

これから議案第7号から議案第9号までの3議案について一括質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号から議案第9号までの3議案について一括して討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第7号 高山村職員の定年等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第10、議案第10号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月1日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 高山村議会議員及び高山村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第11、議案第11号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月1日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 高山村過疎対策のための村税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第12、議案第12号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月1日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 高山村福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第13、議案第13号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月1日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 高山村国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第14、議案第14号 高山村介護保険条例の一部改正についてを

議題とします。

本件は3月1日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号 高山村介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第15、議案第15号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は3月1日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号～議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第16、議案第17号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）から日程第23、議案第24号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を議題とします。

本件は3月1日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第17号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

山口議員。

○6番（山口英司君） 77ページ、10款教育費、7項給食センター費です。1目給食センター運営費のうちの給食センター運営事業、12節米飯調理委託料マイナス346万6,000円について説明をお願いいたします。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） ただいまの山口議員の質問に対してお答えいたします。

給食センターでは今年度9月まで給食センターの改修工事を行いまして、そのときに、機器の入替えと一緒に今まで米飯を委託しておりましたものを、給食センターで米飯、お米が炊けるようにということで、機器を導入いたしました。予定どおり工期内に工事が終了しまして、令和4年10月から給食センターで米飯を行っております。そのための米飯の委託料の減額となっております。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） そうしますと、過去というか前年度、年間の委託料というのはどのくらいだったのか分かりますか。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） 米飯が予算ベースで、当初予算で438万1,000円。そのうちの減額が346万6,000円でございます。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） ということは、概略で考えますと約480万円。それだけ節約できたという、そういうふうな考え方でよろしいのでしょうか。

だとすれば、やはり改修工事の効果というものは今後数年間かければかなり取り戻して、効果があったものだというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 教育課長。

○教育課長（金井 等君） 給食センターのほうで米飯を行うようになりまして、米飯の委託料は全て減額されるということでございます。減額はされるんですけども、米飯を今度行うことによりまして、会計年度任用職員の採用を1人増えないと米飯のほうができないということで、人件費のほうは約1名分増えております。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 議案書50ページ、6款1項3目6次産業推進事業ということで、質問をさせていただきます。

この案件に関しまして、全員協議会のときだったと思います。間口を門戸を広げるために、生産者から販売までということで生産者を外したらどうかという質問をさせていただきました。そのとき、村長の考えもそのほうが間口が広がり、利用者が多くなるんじゃないかという考えを示していただいたんですけども、後で協議した結果、定義の都合がつかないというご返事をいただきました。その定義というのは説明をお願いします。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 小林議員からのご質問にお答えいたします。

6次産業推進事業につきましての定義でございますが、こちらが農業者または農業者の組織する団体が生産から加工及び販売までを一括して行う事業ということになっておりまして、その生産を外してしまいますと6次産業ではなくなってしまうのでということで、議案調査の際に説明のほうさせていただきました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 生産を外すと6次産業ではなくなるということが原因なんですね。分かりました。ただこの予算、補助金といいますか、これは事業者ができて、この利用する人がいればこの村にとっては雇用も生まれ、そして地元の品物を使ったいいものが作れるとい

う。そして、さとのわも利用して、そういうものを考えていくという本当にメリットが多い、費用対効果が大きな予算だと思うんです。その辺そして、これ村独自の事業だと聞いております。村独自でしたらひもがついていないんで、こういうものを外してうまくやっつけられるような方法はないか、村長、お考えいかがでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 私もやっぱりもう少し弾力的に考えてもらいたいと思っています。実はね。小さな村なんだから。1つの団体で1次産業から3次産業まで一緒にとというのはなかなか難しいと思うんですよね。だから、やっぱり私たちももちろん弾力性をこれから持ちますから、そういった関係でうまく機能してくれればいいと思うんですよね。私の考えは弾力的に考えてくれれば、それでも結構だと思っています。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 弾力的といいますと、この事業を行う人がある程度、臨機応変に考えるという取り方でよろしいですか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 1次産業、2次産業をやってる人も6次産業として扱ってもいいんじゃないかと、そういう考え方です。それからまた新しいルールを決めて、やっつけられればと思っています。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 26ページです。4目の財産管理費、18節の財産管理運営補助金ということで、サンモールさんに3,180万の補助ということで、勝手にちょっと心配したんですが、補助金といとなんかただであげてしまうような、そんな感じが受けます。一般的な補助金と財産管理運営補助金との違いはどんなのか。また、改修に当たって、議会との話の中で、村内の業者になんていうお話、議会のほうからあったと思うんですが、それが改修しているところを見ると、村内の業者さんじゃないような気がします。その辺のことをお答えしていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 奈良議員のご質問にお答えをいたします。

財産管理運営補助金ということで、3,180万円計上させていただいております。名称は財産管理運営補助金ということですが、実質的には出店をしていただけるための出店の準備金

というような意味合いで支出をするものでございます。この補助金については、後々後年にわたって使用料という形で使用料を納めていただきますので、納めていただくような形で考えております。

それと、工事業者ということで村が補助金を出して工事をしてもらっているというようなことで、村内業者を使ったほうがいいのではないかとご質問でございました。そちらにつきましては、請けは沼田市の業者さんになっておるんですが、下請として高山の業者さんが、ごめんなさい、下請かどうかはすみません、確認はしておりませんが、高山の建築業者さんが工事をしているということでこちらでは承知をしております。入ってるということで確認を取っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 説明分かりました。村民の方が大変期待をして、今買い物が本当に大変だと思うので、一日も早い開店というのをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号から議案第24号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号から議案第24号までの8議案について一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 討論なしと認めます。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案17号 令和4年度高山村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和4年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和4年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和4年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和4年度高山村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和4年度高山村水をきれいにする事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

11時から再開しますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

---

#### ◎議案第25号～議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（林 昌枝君） 日程第24、議案第25号 令和5年度高山村一般会計予算から日程第31、議案第32号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算までの8議案を議題とします。

本件は3月1日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第25号について質疑を行います。

質疑は歳出から款を分けて行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いします。

それでは1款及び2款について質疑を行います。

山口議員。

○6番（山口英司君） 35ページをお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、顧問弁護士委託事業顧問弁護士料35万円について説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

顧問弁護士料35万円でございますが、高山村の様々な法律問題等について自治体職員で分からないことが多々ございます。専門家ではないので多々ございます。そういったところの相談をさせていただくために年間で契約をいたしておるものでございます。年間、電話であったり、行って相談をしたり、様々な相談を行っているところでございます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 現状、高山村で委託しております弁護士についてなんですが、弁護士さんというのはやっぱり依頼人の意のままに動いてもらう、これが一番かなというふうに思います。ということで、現在の弁護士さんなかなか問題があるというか、意のままに動いていないというか。細かいことを言いますと、宅造関係、車の関係、プリウスですね、報徳社、清水設計、こういったことでどうもあまりよろしくないというような、以前から説明を受けております。このまま現在の弁護士さんでいくのであるか、それとも案件によっては、弁護士さんを今後は替えていくのか。今後は信頼のおける弁護士さんに替えていったほうがいいと思うんですが、その辺を村の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 先ほどのご質問でございます。

ただいま契約をしております顧問弁護士、これについては5月末までの契約となっております。ご指摘のとおり、いろいろな案件、個別案件として相談をしている事項もございます。これについて、確かに遅延をしているというような、と思われるような事案も発生をしているところでございます。いずれにしましても、契約期間満了まではやむを得ないと思います。その後については、そこら辺も考慮しながら現在委託している事業もありますので、

案件もありますので、いろいろなことを考慮しながら、また協議をして、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） ぜひ、人選をしていただきまして、いい弁護をしていただけるようお願いしたいと思います。

もう1点よろしいでしょうか。

45ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目の企画費です。むらの中心地づくり事業493万円。この辺なんですけど、説明会のときに、カーボンニュートラル、この辺についてお話をいただきました。具体的なそのカーボンニュートラル、どのようなことを考えているのか、お話をしていただけたらと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。山口議員のご質問にお答えをいたします。

中心地づくり事業ということで、予算を計上しております。ただ、カーボンニュートラルということで、脱炭素のほうでも予算を計上させていただいております。その関係なんですけど、どうしても中心地を中心にカーボンニュートラルを進めるというような形になるかと思っております。その中で、2月に住民向けにアンケートを取らせていただきました。その中でいろんなものをどういう形にしたほうがいいのかというのを、大分今、集計の最中ですので、それに基づいて協議会のほうが去年の9月に立ち上げをいたしまして、また、3月、来週ですか、協議会のほうをその席でアンケート調査をしましたので、それに基づいて報告をさせていただきたいと思っております。その中で、協議会の中で、どういう形、村はどうあるべきかということを協議して、進めていければと思います。

また、全協が3月28日にありますので、そのときにまた、アンケート結果については、ご報告をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 脱炭素ということになると、やっぱり太陽光発電だとか、バイオマス、小水力発電、そういったことになると思っています。その中で、村民の方から小水力発電について、私のところに話があったわけなんですけれども、これについては、赤狩ダム、戸室ダムというんですか、赤狩ダムでいいかと思うんですけれども、ここで小水力発電したらどうかという話がありました。以前に群馬県のほうで調査をしているようなんですけれども、そ

のときには発電所のスペースがないとか、あと、有効落差が取れないということで、検討だけは県のほうではしてみたけれども、やはり駄目かなということだったらしいんですけども、その人の話によりますと、火の口に行く鷹ノ羽橋ですか、あそこまで持っていけば18メートルから20メートルの有効落差が取れるんじゃないかと、そういう話もいただいております。そうすれば小水力発電、これも検討に値するんじゃないかと、いう話をいただきました。ぜひ、この場でお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 私は51ページの高山村地域振興券交付事業についてお伺いをしたいと思います。

昨年までは、無料入浴券で70歳未満の人は5枚、70歳以上の人は10枚交付をしておったと。それでこの無料入浴券が本来の目的から外れて使用される数が大変多くなったということで、内容を無料入浴券から無料商品券、地域振興券に令和5年度から変えようというものでございます。

それで、予算大綱や議案調査のときに何でこういうふうになったのかと聞いたら、予算の総額で前年度と同じ予算を確保したということでございました。私、ちょっとこの内容について調べてみましたら、令和4年度は、70歳未満5枚、70歳以上10枚、4年度も5年度もその枚数で計算をしています。合計で4年度が1,150万5,000円になります。令和5年度は1,129万2,000円で、これは券の発行金額で比較しますと、21万3,000円の減になります。次に、消耗品、4年度は1万1,000円でしたが、令和5年度は7,000円。印刷製本費、令和4年度は9万4,000円でしたが、令和5年度は46万9,000円に増額になっております。通信運搬費については、昨年はゼロ円でしたが、令和5年度は61万6,000円。

それで、合計というのは商品券あるいは入浴券プラス諸経費も含めた金額で、券のみでいきますと、令和4年度は1,140万、令和5年度で1,020万円、券の発行金額で比較すると120万円の減額になります。増額になるのが、印刷製本費と通信運搬費が大幅に増額になって109万2,000円の増額になります。ですから、諸経費を増やして交付する券を減らしたという結果になっております。印刷製本費については、プレミアム商品券のときに、偽造防止の印刷をして相当な金額がかかっております。それに倣って、令和5年度も偽造防止の印刷に

しようということであろうかと思えますけれども、この無料入浴券というのは、平成12年から発行されまして、もう少しで四半世紀になります。その間に発行された枚数は50万枚に近いのではないかと思います。私が個々に聞いた話では、その入浴券をコピーして使用しようとした者がいたと。それは、ふれあいプラザの窓口ですぐ見抜かれて使用はできなかったという例があったという話を聞いておりますけれども。50万枚近く発行した、使われた入浴券のうち、その不正な使用がどのくらいあったのか、分かればお聞きしたいと思います。

それと、ずっと過去においては、行政区、あるいは隣保班長さんを通じて入浴券は各家庭に配られました。それが令和5年度からは、61万6,000円の通信運搬費をかけて郵送をする。今までは行政区に依頼していたけれども、それが郵送になるというのはどういった根拠でなるのか、お聞きしたいと思います。

無駄を省いて、村民福祉の向上を図るのが地方自治法でいう最少の費用で最大の効果を挙げなければならないというのが各行政にいわれる大前提でございます。これは、時代の流れからいうと、この方法は逆行しているのではないかと思います。ですから、予算大綱のときにも若い人が1枚増えるのはいいですけども、高齢者の4枚減るのは納得がいかないというようなお話をいたしました。そのときに、議員の1人から年寄りはどうどっちでもいいだんべというような声もありましたけれども。その後そのまま当初予算に、令和5年度の予算に全く改善の余地はなくて上程されておりますので、またこれについてもまた討論のときに述べたいと思います。

ですから、偽造券がどのくらい使われたか、あるいは行政区に依頼したものを郵送にした理由。この2点についてお伺いいたします。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。野上議員のご質問にお答えをいたします。

地域振興券、先ほど野上議員が申し上げたとおり、今年度から新しい事業という形になります。実際の……なんですが、実際温泉無料券と違って、福祉から地域経済と生活支援ということで、この新しい事業を取り組んだわけでございます。十分温泉無料券の関係、70歳未満の方が5枚、70歳以上の方が10枚、それも含まれて、うちのほうで内部で随分検討させていただきました。ただ、高齢者の関係については枚数が減ってしまうということで、それの中についても議論をさせていただきました。今後、そこについては福祉のどういう形かは分かりませんが、検討する余地は私のほうはあると思います。その辺についてもまた執行部のほうで検討させていただければと思います。

あと、偽造の関係なんですけど、温泉無料券のときにふれあいプラザで平成30年のときに1回ありました。そちらについてはコピーということで簡単なものだったのを見破られてしまったということで、警察の方もちょっと来ていただきました。そのほかはないと思います。ただ、今回地域振興券という形になると今度は振興公社だけでなく村内の事業者さんにもお願いをするので、そうした中で例えば偽造防止をしておいたほうが皆さんも安心じゃないかという形で、今回については偽造防止でお願いをしております。

また、郵送の理由なんですけど、今度は温泉無料券とは違って今度は金券になります。額面が入ってきますので、それをちょっと考慮して、例えば隣保班長さんに配っていただいたときに何とか紛失をしたり、何かトラブルになったときを考えて郵送ということで判断をさせていただきました。また、それについても予算上は計上してあるので、実施に当たってはもう一度再検討をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 野上議員。

○5番（野上富士夫君） 日本の銀行券、要するにお金が偽造されればこれは大問題ですけども、50万枚近くのものが発行されて1枚そういった例があると、それに倣って今回も1人頭にすれば3,000円、どのくらいの偽造があるか分かりませんが、私はほとんどないと思っています。それと行政区に頼んでおいた配布も郵送ですと。この2点についてもまだ検討する余地があるかという私の考えにあった余地もあるようですので、ぜひよろしくお願いいたしまして、終わります。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

○9番（小林 進君） 112ページ、予算概要は117ページになります。

6款1項4目。

○議長（林 昌枝君） すみません。款がちょっと違うんで。

○9番（小林 進君） すみません。

○議長（林 昌枝君） また次にお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

1款、2款、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） 次に、3款及び4款について質疑を行います。

後藤議員。

○4番(後藤 肇君) 4款の脱炭素まちづくり、この事業でEVを購入するというところで、101ページでお願いします。

この中にEV購入ということであったんですけども、購入目的と時期の関係をお尋ねいたします。

○議長(林 昌枝君) 地域振興課長。

○地域振興課長(林 隆文君) お世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

脱炭素まちづくり事業ということで、先ほどの山口議員の中に私も話をさせていただきました。脱炭素まちづくり事業ということで、村のほうで推進をしております。その中で今、EV車の購入ということで、脱炭素の中の取組の中で考えております。購入費が682万という形で高額なんですけど、予算を組むときに軽自動車という考えもありました。実際に軽自動車だと金額が半分ぐらいで済むんですけど、実際、走行距離が短いということで、それもちょっとありまして、予算については普通自動車で計上させていただきました。また購入するときについては、本当に普通自動車なのか、また軽自動車のほうが取組の一環ですので、そういう部分は予算を取って計上してあるんですけど、実際のどういう形であるかというのはまた検討させていただければと思います。

また、実施時期については、早急に早めにその内容が決まった時点でなるべく早めに購入をさせていただければと思います。

以上です。

○議長(林 昌枝君) 後藤議員。

○4番(後藤 肇君) 説明いただいて、内容については分かります。

ただ、実施時期というのがこの脱炭素づくりの項目でいくといいんですけども、前後策の中でいくと実施時期がちょっとクエスチョンを私は思っているところがあるので、お尋ねしたわけです。

以上です。

○議長(林 昌枝君) ほかに質疑はありませんか。

3款、4款について。

[発言する者なし]

○議長(林 昌枝君) 次に、6款及び7款について質疑を行います。

小林議員。

○9番（小林 進君） 6款1項4目公共牧場運営管理費ということで、質問をさせていただきます。

この牧場を貸すという案が出ております。何回か説明を受けたんですけども、その説明の中で私は、こういう大きなものを貸す場合はある程度のメリット、村に対してまた村民に対してもメリットがなければいけないんじゃないかと私は思っております。

そこにこの管理費ということで3,325万2,000円という予算が組まれております。この事業の村に対する、これだけの予算を組むメリットというのを説明していただきたいと思っております。お願いします。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 小林議員のご質問でございますけれども、今回この件につきましては、高山村の村営の牧場についてですけども、ご承知のとおり、牧夫がいなくなって牧場の経営がままならないというようなところで、ちょうどタイミングよくこの羊のお話が来ました。高山村としても、この件については願ったりかなったりと。あのまま牧場を放置して荒廃してしまわないような手だてとしては1つの案かなと思っております。

会社の提案の内容でございますけれども、まず、羊の放牧をしたいんだと。それには高山村の特産品の開発に協力させてもらいたいんだと。また、高山産の市場占有率ですか。これを増やしてブランド化を図りたいんだと。村の知名度をアップさせたいんだと。また、羊をテーマにしたイベントなどを定期的で開催して、交流の向上を目指したいんだと。そんなような案もございました。

その案をお聞きして、高山村で見込める効果、メリットでございますが、1つとしましては、観光客の増加。また、近くにキャンプ場がございますから、そのキャンプ場の利用者の増加。また、メディア等々の誘致。また、経済効果。これも当然出てくるわけでございますが、高山村の商業施設。例えば飲食店、また、農産物加工品等々の需要の拡大、また、特産品の確保、例えばジンギスカンですとか、チーズですとか。それと、最後になりますけれども、雇用の創出、これも見込めるんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 結構いろんなあれをおっしゃっていただいたんですけども、実際にこれ相手の業者と話し合った結果なんですか。そういう今、説明を受けたことは。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） この件につきましても、何度も回数は定かではございませんが、何度も役場のほうに出向いていただいたり、村長がそちらの代表のほうに行ったり、現場を確認したり、何度となく意見交換をした結果でございます。今、私が言った内容については今までの経緯ということでございます。

○議長（林 昌枝君） 小林議員。

○9番（小林 進君） 本当に何回か説明し、また今も説明を受けましたけれども、確かになんか絵に描いた餅のような気がしてならないです。しかも、3,300万円以上予算を組んでいる。牧場をはい貸しますよと。百歩譲って貸しますよと言った場合に、既存の施設、設備、そういうものはあなた方自由に使って、自由に変えてくださいと言うんならまだ話は分かります。それ3,300万使って、こっちから予算を使ってこういうふうに来てもらう。それだけのメリットが果たしてあるのかという気が私はしてなりません。これも討論のところで話を、議員の意見を求めてみたいと思いますけれども、自分の見解としてはこういう思いでございます。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（林 昌枝君） 4番、後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 関連になろうかと思うんですけれども、ページはさっき言ったように同じページです。

その中で、牧場、これ新築CM方式と書いてあって、その下に改築工事ということで書いてあるんですけれども、これは実際これから計画していくことかなとは思っています。まずは、羊とかそういうのを来ていただいた中で同時進行でそういうことはある程度やっていく。様子を見ながらというのも、私は1つの方法じゃないか。全部造り上げてそこへ来てください。それは来るほうではやはりいいと思いますよね。ですけれども、さっき小林議員が言ったように、費用対効果とかそういうのがまだ見えない状態の中で事業が進捗していくわけですから、その辺をどう考えているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 後藤議員のご質問でございます。

その辺の費用対効果ということでございますが、確かにおっしゃるとおり、先ほど小林議員、また、今、後藤議員がおっしゃるとおり、費用対効果ということも十分考えられるところでございます。これにつきましては、3,000万余、余りの予算を費やすわけでございますけれども、この内容につきましては、十分予算の縮小といった形で考えられるところであると思いますので、検討させていただいて、事業実施の際には、事業縮小等々考えながら議員

さんのご意見をお聞きしながら進めていければと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 副村長が言ったように、費用対効果、縮めていくのはこれ当然のことかなと思うんです。ただ、さっきお話ししたように、全部を造り上げてその中で来ていただくという方式がいいのか、それとも現状のままで例えば、宿舎はあるわけですから一部改築をして、その中で半年1年を進めていく中で、どうしてもこれ必要性が講じればまたそれを考えていけばいいかなというのを感じ、我々持つわけです。

ですから、その辺の考え方を交渉の段階でまあ多分、村長あたりがお話しされているのかなと思うんですけど、ちょっとこちらには見えないという感じで、どうしてもこの件については疑問符がつく。取りあえずは、あそこに羊を放牧しても取りあえずはいけると思うんです。ですから、その辺の考えをどうやって皆さんに納得していただくか。今までの説明ですと、ちょっとなかなか厳しいかなという感じするんです。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 6款、7款について質疑ありませんか。

平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 関連質問になるんですけども、新築工事CM業務の内容についてお聞かせいただけますか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 平形議員のご質問にお答えいたします。

CM業務につきましては議案調査の中でも説明させていただきましたが、コンストラクションマネジメントというのがCMということで、こちらが発注者の立場に立ったコンストラクションマネジャーがプロジェクトの目標や要求の達成を目指して、プロジェクトを主体的に進めていく建築生産方式となります。事業者、発注者側に立って、設計、発注、工事の各段階で、設計や発注方式の検討のほか、工程管理、品質管理、コスト管理などのマネジメントを行う方が、コンストラクションマネジャーになります。プロジェクト全体を中立的に調整し、円滑に事業を進めていく役目がそのコンストラクションマネジャーという方になります。

以上でございます。

○議長（林 昌枝君） 平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 分かりました。

14の工事請負の2,400万なんですけれども、これは全部村負担なんですか。それとも、補助とはおかしいですけれども、が、あるんですか。それとも、村単独のものなんですか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 金額につきましては、村単独費でございます。

○議長（林 昌枝君） 平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 村単独であれば村の業者というか、私、素人で分かんないんですけども、プロポーザルとかそういうんで、いわゆる設計事務所を使わなくてもいいんじゃないんですか。

○議長（林 昌枝君） 農林課長。

○農林課長（平形英俊君） 先ほど、単独ということで申し上げたんですが、この費用につきましては、過疎債を活用しております。村の発注の事業になりますので、村内の事業者を選定して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 127ページ、7款商工費。商工費の中で3点ほど、質問をさせていただきます。

まず、14節の工事請負費、道の駅花木植栽工事とあります。ツツジの移植工事と説明をしていただきましたが、詳しい内容をお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。奈良議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅の関係で、工事請負費ということで、花木の植栽の工事ということで200万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、下ノ宿の団地、第1回の造成が済みまして、第2回目の造成というか予定の計画のところがあります。そこに1筆、村の方の所有なんですけど、ツツジが植わっております。その関係のツツジをどうしても宅地造成で実際、村のほうで購入した場合については、有効活用をしてくださいということで申出がありました。それに基づいての工事費ということで予算計上させていただいております。

ただ、村の補助金もなく、県費もなく、国庫もないので、ちょっと単独事業ということで、ちょっと割高になってしまうんですが、計上させていただきました。ただ、工事に当たりまして、発注業者等また、時期等も考慮しながら予算のほうを抑えていければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 課長の説明のほうから先に答えもらったような感じもあるんですが、実は昨日も何回かちょっと現場を見せていただきました。ツツジという植物なんですけど、移植は非常に簡単で、200万とあるんですが自分もそういう仕事をしている経験があるので、非常にちょっと高額かなというような感触がします。積算していただくと金額高くなるのは分かるんですが、現物を見た上で、非常にツツジもちょっと弱っているというんですか、傷みがあるのがたくさんあります。大きいツツジというのがほぼ10本ぐらいしかないです。あとは簡単にもう移植できるようなものでありますので、こんなに金額は要らないのかなとそんなふうに思います。

それと、道の駅の植栽場所というのは、もし分かれば教えていただければありがたいです。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 植栽の予定なんですけど、前峰霊園があります。そこの前に仮の駐車場があるんですが、その境のところにある程度植栽をしよう。あともう一つは、ドッグランを造ったちょっと裏のほうにちょっとスペースがあります。坪庭があります。その部分。あと、さとのわの関係者の入り口のところに坪山っぽいものがあるので、そこに移植を。3か所、考えております。

また、専門家の方に見てもらったりして、どういう形で移植するかについては、また検討する余地はあると思います。

以上になります。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 1点目はほぼ分かりました。ぜひ、まあ専門的に言うと、根っこというんですけれども、固まった状態に今なっていると思うんで、やっぱり専門家でないとあれは駄目だと思います。移植に関しては。

次に、129ページなんですけど、12節の委託料、木育ワークショップイベント委託料165万円出ています。この詳しい内容を説明してください。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 木育のワークショップのイベントの委託料ということで165万円を予算計上させていただいております。

内容なんですけど、企業人としてTree to Greenさんが昨年から入っております。

す。令和5年度で3年目を迎えるんですが、その中で体験型のイベントを森林の環境を使って、木育をさとのわのほうで実施をしてきたいということになります。実際、地元の事業者さん、大工さんとかを巻き込みながら、あとは子育て支援の家族の方、あとは関係人口でいえば、やっぱりこちらに来られている方、部分を含めて、イベントを、企画をしたいと思います。10回程度予定をしておるんですが、それがどういうものになるか、まだ具体的なものは固まってないんですが、丸太切りとかものづくりです。おもちゃとか椅子の部分を皆さんで作っていただくのも多分、木育にはいいのかなということで、そういうことで計画をしております。

内容については、また具体的なものは、まだ詳細については固まっておりませんので、ある程度いいものを取り入れながらしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 大体分かりました。

次に、130ページなんですが、14節の工事請負費の中でシェアキッチンの改修工事とあります。昨年の9月にオープンしたばかりで、もう改修工事なのかという非常に疑問があります。どうしても改修工事をしなければいけないのか。その辺のところを説明してください。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） シェアキッチンの関係なんですが、予算で81万4,000円を計上させていただいております。実際の商品開発をしたり、実際、さとのわのほうで売上げを伸ばしたいということで、そこのシェアキッチンを利用して天井等改修して、そこで新たなメニューを作ったりしようということで予算を計上させていただきました。

その中で、予算審査の中で、議員さんのほうからご指摘を受けました。それをもって、地域振興公社と担当の関係で話を煮詰めていって、この辺については必要かどうか再検討する余地はあるかと思えます。その関係で、実際、カフェを優先するのか、例えば商品開発を優先するのかにもよるんですけれども、その辺もちょっと具体的に今回についてはカフェのほうを優先させていただいて、こちらについては、シェアキッチンについては、ゆっくり考えて今年度整備しなくてもよい方向であれば、こちらについては見合わせたいと思っております。それについては、振興公社とまた検討させていただければと思います。

以上になります。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） シェアキッチンという定義といますか、いわゆる保健所に出して、そこで作ったものが販売できるというシェアキッチンも複数の人が使って、そこでできたものが製品として出せるというシェアキッチン。それと、全く保健所には出さないでやるシェアキッチン。これはどっちのほうのシェアキッチンでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 当初シェアキッチンということで保健所の許可、あと、衛生責任者も多分置かないといけないということになっていたと思います。その関係もあるので、その辺もちょっと話をさせていただいて、今のところについては、カフェをある程度そこで優先をさせていただいて、今年度についてはシェアキッチンについては、ちょっと予算を計上させていただいているんですがよく検討をして、実施するかどうか。基本的には見合わせる方向で今、話が出てるんですが、その辺はしっかり今後考えていければと思っています。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員、どうぞ。

○8番（奈良哲男君） シェアキッチンではないんですが、さとのわの運営にも関することなんです、前々から加工所のことなんです、ここに予算の中に加工所がどういうふうにするかというような全く見えていないんですが。当初、議員が加工所を賛成した経緯というのがペーストを作って、全国展開の販売をするんだというような目的で、そういう目的ですと、じかに農家さんとの関わりがすごく増えてくると思うんです。だから、その辺の今後のいわゆるペーストの全国展開といますか、販売戦略といますか、そういうのはどういうふうにかえられているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 奈良議員のご質問でございます。

フードファクトリー、加工所の活用方法、今後どうやっていくのかというようなことではないかと思えます。現在ですけれども、加工品、在庫がかなりございます。その在庫について今、いろいろな取引先との折衝をしておるところでございますけれども、具体的に現在の対応といますと、武蔵野保育園との契約。また、たくみの里のいちごの家、ここの契約。また、在る森のはなしというようなところでの契約。今後、都内の飲食店、また都内の惣菜店や幼稚園等々の給食等々にも使ってもらいたいというようなことで、現在、営業活動を進めておるところでございます。

フードファクトリーでできる製品としましては、ペースト、シロップ、ジャム、焼き物、煮豆等々、あとドライフルーツにも挑戦したいんだというようなことで、今後については、

明るい見通しがあるのかなと自負しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） 奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 直接、農家さんがそこにぜひこういうものを作ってもらいたいというようにそういうところまで考えて非常に期待しているところなんで、大きなお金を投入してありますので、ぜひ全国展開というのは頭の中に最重要においていただきたいとそうように思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 1番、後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 130ページ、7款1項10目たかやま未来センターさとのわの施設管理事業なんですけれども、14目にて工事請負費、事務室のエアコンの設置工事なんですけれども、このさとのわのオープンが昨年9月17日、今日でちょうど6か月になるんです。本格的な夏を迎えないまま、8畳の事務室に96万2,000円の天井付エアコンは、常識的にそぐわないのではないかと思います。設備や補償やエアコンダクトの調整などで何とか対処できないかということも検討していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。後藤議員のご質問にお答えをいたします。

エアコンの設置の関係なんです。予算で96万2,000円を計上させていただいております。昨年9月17日にオープンをいたしまして、ちょっとエアコンの調子が12月ですか、冬、ちょっとおかしいということで、部屋の前にあるワーキングスペース、そこから天井付のエアコンがあるんです。そこからダクトでつながっていて、今の事務室に来てます。実際ちょっと、効きが暖かくなれないということで、佐田建設さんのほうにお願いをして見てもらったんですが、ちょっと厳しい。ただ、ほかの事業者さんにも今後見ていただいて、そのダクトがうまく有効で活用したり、保温とかできるのであれば、そちらのほうでちょっと検討したいと思っています。

また、それが無理であれば、今回96万2,000円という予算計上させていただいたのは、業務用のエアコンになります。実際今度、家庭用のエアコンをつけたらどうかということで、予算審査の中で議員さんのほうから指摘がありました。その関係についてもちょっと今、見積りを取って、家庭のエアコンだったら20万ぐらいでできるのではないかと考えていただいております。

ただ、つけ方がちょっと分からないところもあるので、それについてはちょっと工夫をし

て、考えたいと思います。基本的には、もう一度ダクトの部分を業者さんのほうに、分かる業者さん、もっと詳しい方がいればそちらのほうに見ていただいて、そちらをうまく利用できるんだったら、そちらのほうで対応したり、最悪、家庭用のエアコンをつける場合もあると思います。それについては、値段を抑えて、工事費を抑えて、つけさせていただければと思います。

以上になります。

○議長（林 昌枝君） 1 番、後藤議員。

○1 番（後藤明宏君） 僕の思うのは、ダクトの調整で十分間に合うと思うんですけども、その辺は設計段階でもそういう設計にはしてあると思うんです。ですから、その辺もよく協議した上で、なるべく安くできるように、できれば本当はまだ始まって6か月なんで、予算なしでできれば一番いいんですけども。その辺よく調整してください。

○議長（林 昌枝君） 4 番、後藤議員。

○4 番（後藤 肇君） 私も同じような質問をしようかなということで考えていたんですけども、先に出ましたので、もう1点だけ。その上に施設管理の委託料というのが同じページのエアコン取付けとか上にずっとございます。そういう委託料とかというのは、これ毎年毎年かかっていることなんですけれども、その辺のどのくらいかかって、このさとのわは運営しているとか、そういう説明を従業員の方にされているのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 委託料ということで、ほとんどが定期点検の関係になるかと思いますが、その辺については、普通の民間企業であれば削れるものは削りたいという部分は多分恐らく考えていると思うんですが、指定管理も含めて、村の施設ということになっておりますので、法的なものについては定期検査は入れたいと思っています。

ただ、従業員の方については、細かいことまでは話はしていませんけれども、こういう形でこういうお金がかかりますから経費無駄遣いをしないように、例えば電気を消したり、そういう部分は徹底をしていければと思います。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 4 番、後藤議員。

○4 番（後藤 肇君） ぜひ、お金がかかることですから徹底していければということではなくて、ぜひ徹底をしていただいて、これからどのくらいの経費が浮きましたという。さっき言った委託料を全部カットしろとか、自分たちでということではなく、かかるものはかかる

で、しようがないと思うんです。ですけど、その中において、そういう意識づけをしていくのが、やはりなかなか大変かなと思うわけです。それによって、その中の緊張感とかそういうのが増してくると、やはりいろんなところに関係してくるかなと思うんで、ちょっとその辺をお聞きしたかったわけです。

○議長（林 昌枝君） 6款、7款についてほかに質疑はありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 129ページのさとのわの運営費の中で、17節の備品購入費316万6,000円ぐらいの予算が計上されておりますが、これの備品についてはどのようなイベントに使われるものかその辺を教えていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

備品購入費ということで、イベント用テント、椅子、物置、テーブル、音響施設等計上させていただきます。実際、さとのわについても、防災の拠点という形になっています。ただ、備品の関係については、イベント用ということで計上しておるんですが、テント、椅子、テーブルについては、イベント用に使いたい。音響についてもイベント、もしくは何か災害があった場合、何かあった場合について使いたい。実際、イベントあまりしていないので、今後、そういう部分があると思います。その中で必要最低限のものを購入して、納めていければと思います。

また、購入備品については、一般入札とかを視野に入れながら進めていければと思っています。

以上になります。

○議長（林 昌枝君） 佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） そうすれば、イベントのこれからのどういったイベントを開いていくか、それによって必要なものだけを購入するような形でやっていただきたいと思います。必要でないものを買ったってしようがないですから。あと、防災拠点になるということなので、そちらに必要であれば、これはしようがないというような気持ちがありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩に入ります。午後1時から再開しますので、よろしくお願い

いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

次に、8款及び9款について質疑を行います。

山口議員。

○6番（山口英司君） 145ページをお願いいたします。

9款の消防費で1項の消防費、5目の防災対策費、防災士資格取得補助金交付事業6万円なんです、この件についてまずは説明をお願いしたいと思います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 防災士資格取得補助金交付事業、6万円を今回計上させていただきました。以前、山口議員のほうからご指摘をいただき、防災士についてどう考えるかという一般質問をいただきました。その後、こちらで検討したところ、確かに防災士は防災行政上に大変有効であるだろうということで、全額その講習にかかる補助金を交付をして高山村での防災士を増やしていきたいという趣旨で今回新たに創設をさせていただいたものでございます。

研修については、群馬県でやっている研修、これが費用が1万5,000円かかるということでございます。今回は初めてということもありまして、見込みがはっきりはしないんですが、5名分ということで取らせていただいております。この予算では足りなくて補正をお願いするようなことになれば、なおいいのかなというふうに思っております。

また、この防災士が増えることによって、地区ごとの防災計画、そちらのほうにも弾みがつけばいいなと思っておるところでございます。

○議長（林 昌枝君） 山口議員。

○6番（山口英司君） 金額的には6万円ということで、簡単に見逃してしまいそうな案件なんですけれども、これは大事なことだと思います。今、やっぱり異常気象、そこから発生する防災、また減災とそういったことにつながっていきます。非常に大事なことだと思います。

ちなみに、高山村では3名の防災士がいるということなんです、総務課職員の中で2名、

オフレコなんです、もう1名は私です。ということで、ただ防災士募集しますというポスターを貼って募集しただけで終わってほしくないんです。とにかく各地域の区長さん、それから消防団そういった方々、また役場の職員の方ももちろんなんですけれども、ぜひ率先して講習を受けていただき、また、受講者も限定されるでしょうから、少ない場合なんかにはやっぱり指名をさせていただいて、ぜひ、いっぱいいっぱいの方がこれを受講していただき資格を取っていただくというふうに願うものです。

村としての地域防災、これは策定されていますが、各区ごとの地区防災、こういったものにそういう地区ごとに防災士がいることによって、防災計画を立てやすい。それにプラスしまして、要支援者という問題もあります。こういったことにも勉強していただきまして、安心・安全な村、持続可能な村をつくっていただきたいと思います。いかかでしょうか。総務課長。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） ご指摘のとおり、防災士が増えること、これが地区防災にも大きな効果をもたらすものと考えております。おっしゃるとおり、区、それから消防団員の方、このOBの方、分団長以上やった方は講習が免除になるというような特典もあるようでございます。積極的にこちらから声をかけさせていただきまして、少しでも増やせるような形にもっていただければと考えております。

○議長（林 昌枝君） 8款、9款についてほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、10款について質疑を行います。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） 次に、12款から14款及び歳入について質疑を行います。

後藤議員。

○1番（後藤明宏君） ページ数が29ページ、こちらのほうの1項11目の過疎債についてなんですが、令和4年度に過疎地域指定を受けて、返済の7割を国が肩代わりする過疎対策事業債いわゆる過疎債を発行できるなどの財政支援を受けられます。高山村として有利な過疎債をどのような事業に活用していくのか、説明願います。

○議長（林 昌枝君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

過疎対策事業債は議員さんおっしゃるとおり、配分枠はあるものの、100%充当で元利償

還金の70%が交付税措置をされる財政的には大変有利なものとなっております。令和4年度から令和7年度を計画期間とする高山村過疎地域持続的発展計画に基づいて実施する産業振興施設、交通通信施設、厚生医療施設、教育文化施設、集落再編のための施設、自然エネルギーを利用するための施設及び過疎地域持続的発展特別事業、こちらはいわゆるソフト事業ということになりますけれども、こちらが対象となっております。

当面は、これらの要件を満たす事業での活用を主とすることとなります。本年度の事業につきましては、予算書の第2表に記載してあるとおりということとなりますが、こちらにつきましては、より効果的な事業への活用に向けてシフトしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○1番（後藤明宏君） このような有利な過疎債なわけですから、本当に高山にとって、過疎を脱却できるような事業に使っていただければと思います。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑ございませんか。

後藤議員。

○1番（後藤明宏君） ここまでいろいろな質問がありましたけれども、執行部の率直な意見を伺えればと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（林 昌枝君） 暫時休憩といたします。

時間は迫って連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時23分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

次に、議案第26号から議案第32号までの7議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など質問箇所を明示してからお願いいたします。

平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 土地開発なんですけれども、本宿の住宅の造成が大分完成している

とは思いますが、いつ頃から販売をする予定なんですか。

それからまた、一説には価格が決まったようなことを言う人がいるんですけども、正式などというのはおかしいですけども、いつ頃から正式な表示というか公示をするんでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 地域振興課長。

○地域振興課長（林 隆文君） お世話になります。

土地開発の関係で田中団地なんですけど、造成工事のほうが終わって、4月の広報で周知をさせていただければと思います。

また、この後に、終わった後に、議員さんのほうに宅造の案内ができましたので、ご覧をいただくような形になるかと思えます。そのときにまた、単価についてはちょっと話をさせていただければと思いますが、よろしく願いをいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤晴夫君） 後期高齢者で人間ドックの補助金ございます。通常2万円だと。一般の国保の人間ドックの補助金が3万円ということで、後期高齢で県に支出しています。県から来る人間ドックは2万円、それをそっくり交付しているような形でそこへ村単で1万円国保と同じようなあれはできないかというような意見があるんですけどその辺どうお考えでしょうか。

○議長（林 昌枝君） 村長。

○村長（後藤幸三君） 議員、おっしゃるとおりであります。

村の負担分がないということですので、村も配慮して1万円、3万円にしたいと、そういうことであります。よろしく願いいたします。

○2番（佐藤晴夫君） はい、分かりました。

○議長（林 昌枝君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（林 昌枝君） これから議案第25号から議案第32号までの8議案について一括して討論を行います。

小林議員。

○9番（小林 進君） まず、私の見解を申し上げさせていただきます。

先ほど説明を受けましたけれども、今回まず、当初予算、私は反対をさせていただきます。

その理由は、この牧場運営事業。まだ、海の物とも山の物とも分からない業者にこれだけの予算を組んで貸し付けるという4番の後藤肇議員が質問しましたけれども、結果を見て徐々にやっていくのならまだまだ話は分かります。そして、いろんな説明を受けましたけれども、今の状態では費用対効果というのは見られないと、こう私は考えております。

先ほど、副村長からそういういろんな説明を改めて受けましたけれども、この数字はまた改めてこの予算書に書き込んでから審議をしたほうがいいんじゃないかと、そういう気はいたします。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論はありませんか。

後藤議員。

○1番（後藤明宏君） 私も小林議員と同じ意見なんですけれども、やはり具体的に数字ができれば予算書のほうに出てきていただきたいという考えです。

○議長（林 昌枝君） 後藤議員。

○4番（後藤 肇君） 私も後藤明宏議員、小林議員と同じく反対の意見なんですけれども、やはり今までもそういったことで、数字的にこう変えますよというような形で何もあと残っていないわけです。ですからやはり、そういうものを残していった悪いところは変えていくと。そういう形態を取っていかないとやはり進歩はないのかな。さっき副村長から説明をいただきました。でも、失礼な言い方ですけども、同じ説明なんです。ですからやはり、そういう中では先に進む要素が見受けられないと。今までと変わっていないと。そういう判断に至るしかないのかなという感じを私はもちました。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ありませんか。

平形議員。

○7番（平形眞喜夫君） 私もこの予算書に対しては、あんまり賛同していません。

私の見解ですと、脱炭素まちづくり事業についてなんですが、EV車購入をするに当たっては、今までの使っている車が保有台数があつて、なおかつ、住民サービスの向上に向かつて前進するんであればいいですけども、年式が古くなったり不具合が発生して、住民サービスが低下すようであるんならば、減車をして増車するんなら理解できますけれども、この予算書でいくと、増車というふうに理解しているんですね、私は。そうすれば、ちょっと時代と逆行していると思うんです。今だって、こんなにガソリン代が上がっていて、なおかつ、

いろいろな面で節約しろ、節約しろと言っても、車があってガソリンを使って、なおかつ、増車なんて言えば、ますますかかると思うので私は反対いたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ございませんか。

奈良議員。

○8番（奈良哲男君） 私も先ほど、小林議員と同じ意見なんですが、特にさとのわにエアコンを入れるというところで、この時代に今、電気料金が非常に値上がりしています。そんな中でさらにエアコンを設置するというはどうかと。全体に省エネに貢献するんだという案でしたら、もろ手を挙げて賛成するんですが、何かを新たにつくるというのはもう少し時期を見てでいいのかなとそんなふうに思います。

あとは、ほかの議員さんが先ほど答えてくれたのとほぼ一緒です。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ございませんか。

山口議員。

○6番（山口英司君） 予算の概要の中に、予算編成における基本方針の（2）で、経常経費の削減、基本方針でうたっています。収支不足が続く財政構造の脱却に向け、事業の優先順位をつけ、行い、実施時期の見直しや事業の廃止、縮小など事業の抜本的な見直しにより、経常経費の削減を図る。こういうふうに基本方針の中でうたっていますが、そういったことを考えますと、未来センターさとのわの運営事業、この中に備品購入から工事の請負、そういったもろもろの事業が含まれています。

それとは反対に、今年度の補正予算の中で、教育費、説明を受けました中で、電話交換機の設備更新工事、入札差金、実際の入札額が54%だと。それとは別に庁用器具の購入費、これも入札で48%でできていると。こういったふうに、これはとある課で頑張っていたいただいた結果だと思うんですけども、こういったものを全庁的に波及させていただきまして、新たな新年度の予算にそういったものをつくっていただければ、これが一番いいのかなというふうに思います。そういうことで、ちょっと今言ったように、削減努力がまだまだ薄いかな、もうちょっとしていただいたほうがいいかな、そういうふうな観点より反対意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ありませんか。

野上議員。

○5番（野上富士夫君） 私は今回の議会においては、地域振興券、一本で来ております。その地域振興券につきまして、ちょっと申し上げたいと思います。

高山村地域振興券交付事業について、反対いたします。

予算大綱及び議案調査における説明では、昨年まで約四半世紀にわたって村民の健康増進の一環で温泉無料入浴券支給事業として、70歳未満の村民には入浴券を5枚、70歳以上の村民には10枚支給してきたが、入浴券が本来の目的にそぐわない使われ方がされるようになり、令和5年度からは高山村地域振興券交付事業として村に登録された事業所で使える商品券を全村民に6枚、金額で3,000円相当分を支給するものです。

今般の改正により、70歳未満の村民は1枚増えるが、70歳以上の村民は4枚減ることになります。何でこういう結果になったのかという質問には、令和5年度においても前年度とほぼ同額の予算措置を行ったとのことでした。予算編成時の人口は、1月1日現在で予算措置を行い、令和4年と5年の人口では170人減少しています。また、入浴券も商品券も1枚500円で同額であり、私の計算では令和4年度は3,501人で必要額は1,125万円、令和5年度は3,331人で1,083万7,500円となります。令和4年度と同じ枚数を配布しても41万2,500円減額となります。70歳未満の村民に対する配布枚数が1枚増えることに対して、異論はありませんが、70以上の高齢者、いわゆる年金生活者への配布枚数が4枚減ることは納得がいきません。

電気や食料品をはじめ、ほとんどの物が異常なまでの価格上昇で生活は苦しくなる一方、高齢者の主な収入源である年金の大幅な増額は望めません。こんなときこそ、無駄を省き、公費を投じた村民への生活支援が必要なのではないのでしょうか。長年にわたって、社会に貢献してきた高齢者に対する施策が後退してもよいのでしょうか。

令和5年度の予算編成において、財源が不足し、あらゆる補助金の減額や各種政策の見直しをしなければ、予算ができない状況であれば、商品券の配布枚数の減少もやむを得ませんが、令和5年度の予算内容を見ると、中には金に糸目をつけないような予算措置も見受けられます。

よって、私は最低でも昨年同様あるいはそれ以上の商品券の配布を強く望み、現在の予算内容では賛成できかねますことを申し上げ、反対討論といたします。

先ほど、一般会計の質疑、あるいは暫時休憩中に副村長から検討する余地があるという話をいただきましたけれども、今は予算書に載っておる内容で審議をしておるので、こういった反対討論となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 昌枝君） ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（林 昌枝君） これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第25号 令和5年度高山村一般会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手なし〕

○議長（林 昌枝君） 挙手はありません。

したがって、議案第25号は否決されました。

暫時休憩といたします。

時間は追って申し上げますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○議長（林 昌枝君） 再開します。

次に、議案第26号 令和5年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和5年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和5年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和5年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和5年度高山村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和5年度高山村水をきれいにする事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（林 昌枝君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（林 昌枝君） 日程第32、委員会の閉会中継続調査（審査）申出書についてを議題とします。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（林 昌枝君） 日程第33、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 昌枝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（林 昌枝君） これで本定例会に付議された案件は全て終了しました。

会期16日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和5年第1回高山村議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時54分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員